



多言語社会における倫理的諸問題 : いわゆる「言語権」をめぐって

渋谷, 謙次郎

(Citation)

神戸法学年報, 19:15-105

(Issue Date)

2003

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/E0032273>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/E0032273>



多言語社会における倫理的諸問題

—— いわゆる「言語権」をめぐる ——

渋谷 謙次郎

1. 序 —— 問題の所在 ——
2. 人権論と「言語権」 —— 「社会的基本財」としての言語 ——
3. 「言語権」と集団的権利 (1) —— 共同体主義とその批判 ——
4. 「言語権」と集団的権利 (2) —— リベラリズムの再解釈 ——
5. 「言語権」と集団の階層性 —— 歴史的少数者と移民 ——
6. 社会主義と民族言語問題 —— 少数者の「軽視」それとも「重視」？ ——
7. 批判的社会理論と言語問題分析 —— 「文化資本」としての言語 ——
8. 「言語的人権」のアクティヴィズム —— 「市場」批判と「言語エコロジー」 ——
9. 諸言語の経済的価値 —— 言語と通貨 ——
10. 小括 —— 「市場」・「公共財」・「言語権」 ——

1. 序 —— 問題の所在 ——

近代国家は、単に国籍／市民権の共有のみならず、その歴史的偶然性を超え、しばしば言語や文化の共有・構築によって同じ国民としての運命共同体を演出してきたが——「ゲゼルシャフト」的な国民が同時に「ゲマインシャフト」であるかのように——その過程で異なった言語を用いる住民の権利や平等をめぐる問題は、時として対立をはらむ政治的な問題になってきた。今なお、「国語」や「公用語」を何語にするのかということで紛糾してい

る国家もある。国家は、事実上あるいは法律上、何らかの特定の言語を「国語」、「公用語」として保有するが、そのことが人権や市民権と拮抗することもあり、訴訟で用いられる言語を刑事被告人が解さないまま死刑判決を下されたり、新国家の樹立にともなう言語や民族間の勢力関係が入れ替わり、ある言語を取得していない従業員が解雇されたりする例もあった。「言語紛争」という用語も、単にそれが「紛争」の比喩にとどまるのではなく、実際、ある言語の地位や少数派の言語の差別待遇をめぐる民衆の不満が爆発して、武力衝突にいたることもあった。

言語統合がある程度進んでいたと思われる国であっても、「方言」と「独立言語」の違いは何かということも、きわめて歴史的・文脈的問題であるがゆえに、突き詰めていけば「単一言語国家」も言語的に多様であるということになる¹。場合によって、話者が絶滅しかけた言語の復興運動もある²。さらに、近年、各国で移民の増加が言語問題を複雑にしている。

一定の社会内部における言語や文化が「多様」であることはいいことだと認めるにやぶさかではないが、裏返していうと、「多様」である分、新たな形で権力関係や不平等が無限に再生産されていくことも否定できない。諸言語の「多様性」、「複数性」が政治問題化し、権利問題に発展していくことは、今や、あらゆる場所において起こり得ることである。

とりわけ、こうした問題に早くから関心を有してきた社会言語学のみならず、ポスト冷戦時代の法理論や権利論、政治思想などが、それらの問題に触発され、例えば従来の「リベラリズム」や「共同体主義」、「ラディカルデモクラシー」といった潮流が、それぞれ「多文化主義」や「多言語主義」といった問題に真

1 関連する研究としては、安田敏朗『＜国語＞と＜方言＞のあいだ』（人文書院、1999年）。

2 このような現象を論じた例として、木村護郎「言語復興のイデオロギー的位置づけ——ケルノウ（コーンウォール）語の場合」（『多言語社会研究会年報』1号、多言語社会研究会編、2003年）。

正面から挑み始め、その成果の一端は日本にも随時紹介されてきた。

本稿では、民族問題や移民問題、少数者問題においてしばしば議論される言語的な権利、すなわち「言語権」 language rights, right to language, linguistic rights, droits des langues, droits aux langues —— 英語や仏語では用語がまちまちであり、以下で述べるように広く承認された用語では決してない —— を主題にし、それを語る際に必然的につきまとう思想的、理論的諸問題を検討する（したがって、本稿では、民族的・言語的少数者に関連する実定法規について必要に応じて触れることはあっても、それ自体を詳細に論じることとはしない）。

「言語権」の問題は、単に私的領域における言語的自由という域を抜け出て、教育や公的領域における言語的平等や少数者の自治の問題に直面するがゆえに、きわめて論争的である。なおかつ、しばしば言語集団が「ネーション」、「ナショナリティ」に類推されることもあって、「自決権」や「分離主義」にいたるのではないかと主権国家に警戒されることもある。

「言語権」を論じる際の思想的、理論的諸問題とは、色々な側面からのアプローチが考えられるが、仮に規範的に「言語権」が人権論として語られる場合、どのような言説をとるのか、それを例えばロールズの『正義論』のツールによって語らしめるとどうなるのかということが考えられる。本稿ではそのことを発端としてみたが、もちろん、そうした問題提起は「共同体主義」的な言語倫理や、「多文化主義」的な集団的権利論等の視角からの反応を新たに呼び起こす。また、「言語権」という問題があえて取り沙汰される背景には、民族や言語に関連する構造的な不平等や権力関係が背後にあるはずだが、いわゆる批判的社会理論の系譜はそれをどのように浮き彫りにするのか³。さらに「生物的多様性」

3 「批判的社会理論」 Critical Social Theory という枠は、特定の流派や学派を意味するものではない。かつてならば、マルクス主義が「階級」という視点から構造的な不平等を「暴露」する、あるいは「イデオロギー批判」をしていたわけだが、現代で

との連関で「言語的多様性」を主張するようなアクティヴィズムはどのような論点を立てるのか、少数言語を「保護」しようとする「介入主義」は正当化されるのか、それともそれは往々にして部外者の「おせっかい」なのか、諸言語の勢力関係は経済的関係と切り離すことはできないが、そのことを「市場」や「通貨」との関係で論じるとどうなるのか、等々。

また、そもそも、かつての社会主義体制がなぜ、民族・言語問題を悪化させ、最終的に体制そのものが崩壊したのかという問題も重要である。「諸民族の自決権」を掲げていたソ連などの社会主義体制は、ある意味で民族的・言語的少数者の権利や平等について理論的、制度的に先鞭をつけていたが、同時のそれらが内包する諸矛盾の自浄作用の面でおぼつかなくなっていた。この問題の理論的総括やそれに伴う反省は、90年代以降の諸理論と密接に関わってくる。

おそらくこれらの諸議論は際限なく続き、收拾がつかなくなる。が、「言語権」のような問題を取り扱う場合、ひと通りの思想的、理論的状況を俯瞰しておくのがよいと考えた。とりわけ本稿で扱う「言語権」から派生する様々な言説は、例えばリベラリズムがいうところの「善に対する正の優越」という意味での狭義の「権利」の言説にとどまらないため——後述する共同体主義的な集団的目標の追及や「言語エコロジー」など——本稿の表題では、包括的に「倫理的諸問題」という語を用いた。もちろん、「倫理的」といっても、いわゆる「倫理」ばかりを扱っているのではなく、前述した言語的不平等の社会学的分析も欠かせない。これらの諸問題を扱うにあたって、いうまでもなく、関連する問題に直接、間接的に発言してきた様々な論者の見解や業績に多くを負っており、本稿はそれらの論者の見解や分析の紹介、諸見解の相互関係の分析を

は、マルクス主義の系譜（グラムシ、アルチュセール、フランクフルト学派など）を摂取しつつも、様々な社会学的アプローチなどを混在させて、「階級」のみならず、ジェンダーや人種、エスニシティなどにまつわる批判的社会分析をなしている諸潮流が、しばしば「批判的社会理論」と呼ばれることから、ここではそのように一括した。

も兼ねている。

法学者の間では、言語のはらむ権力関係の問題は、表現の自由や言論の自由との関わりで論じられることが多かった（ヘイト・スピーチや差別語の問題など）。それらが重要な問題であり続けていくことは疑いないが、ここでは、言語的表現の内容と関連する権力関係や不平等の問題ではなく、言語が多種多様であることに起因する権力関係や不平等の問題を扱う。そのことは、言語というものが誰の所有物でもない意味で、一般的には、ある種の非排他的、非競合的「公共財」であると同時に、個々の言語はメンバーシップに密接に結びつくがゆえの排他性をもつ「クラブ財」のようなもの（後述）であることに関連するのかもしれない。

2. 人権論と「言語権」——「社会的基本財」としての言語——

異なった言語住民間の利害調整の問題は、法的視点からいうと、客観的には諸言語の公的地位の問題⁴として、主観的には「言語権」の問題として現れることがある。とりわけ後者の「言語権」という権利概念自体は、一般的にいっ

4 国によっては憲法で「公用語」や「国語」（国家語）を規定している場合がある。とりわけスイスのように複数公用語・国語という「制度」を憲法で規定している場合、言語的権利に関する問題は、あたかも、いわゆる「制度的保障」のように言われることもあるが、他方でスイスは近年「言語的自由」に関する憲法規定を付加している。アメリカ合衆国のように、厳密にいうと連邦レベルで「公用語」が存在しないような国であっても、事実上、公用語は英語であり、その上で公的領域におけるスペイン語の使用権などが問題になることがある。いうまでもなく合衆国憲法には「言語権」なる規定は存在しないが、時として第1修正（言論の自由）や第14修正（法の前の平等）などとの関連で、少数派の言語的権利をめぐる問題が裁判になることがある。アメリカ法との関係では、ジェイムズ・クロウフォードやサンドラ・デル・ヴァレなどが「言語権」Language Rightsという言葉を積極的に用いる。James Crawford, *At War with Diversity* (Multilingual Matters Ltd, 2000). / Sandra Del Valle, *Language Rights and the Law in the United States* (Multilingual Matters Ltd, 2003).

て、信教の自由のような意味で人権として古くから意識され、議論されてきたわけではない。例えばカナダのような複数言語運用国家においても、当初、英語住民と仏語住民は、宗派別学校との関わりで、それぞれの母語⁵に対する権利を有し続けてきたが、それはカナダを植民した二大勢力の人民が慣習的、法的に承認された権利として位置付けられていったのであり、あらゆる人が有している「人権」という問題設定の下で承認されてきたわけではなかった⁶。欧州では、19世紀以来、ベルギーやスイス、ハプスブルク＝オーストリアなどが、ある種の「言語権」についての制度と実践を持ち合わせていた⁷。いずれにせよ、「普遍的人権」という問題設定が積極的に語られ始めたのは、たかだか、第二次大戦以降のことにはすぎない。

信教の自由との比較でいうと、「政教分離」と異なって、言語と国家は「分離」し難いことの孕む問題が、長年、等閑視されてきた。特定の国教をもたない世俗国家であっても、旧来の宗教に代わる世俗宗教ともいべきナショナリズムと「国語」の形成とが密接に関連してきた。比較的最近になって、移民や先住民問題をも視野に入れた多文化・多言語主義論などの興隆の中で、言語の問題もまた人権論の射程に入ってきたと言える⁸。

「言語権」が人権論の射程に入ってきたとはいえ、それが「言語権」イコー

5 最近、「母語」という言い方を好まず「第一言語」という語を用いる人もいるが、ここでは慣例にしたがって、生まれて最初に身に付けた「第一言語」の意味で「母語」という語を用いることにする。ただし、人によっては「母語」(第一言語)がひとつとは限らない。

6 カナダにおける「言語権」の問題を俯瞰したものとしては、C. Michael MacMillan, *The Practice of Language Rights in Canada* (University of Toronto press, 1998). / 鈴木敏和『言語権の構造』(成文堂、2000年)。

7 言語権の歴史的系譜については、拙稿「言語権の系譜」『比較法学』(早稲田大学比較法研究所、第32巻第2号、1999年)。

8 言語権の諸学説については、拙稿「言語権の理論・学説検討」(東京大学社会科学研究所・ディスカッションペーパー、J-102 (未公刊)、2001年)。なお、本稿作成にあたっては、このディスカッション・ペーパーが基盤になっている。

ル人権と手放して広く容認されているわけではないことには、いくつか理由が考えられ、またそれに対する一定の異論も考えられる。

第一に、国民内部における言語の違いや民族的アイデンティティの違いは、国民国家の統合性にとって、できれば避けたいという古典的通念がある。J. S. ミルも、「異なった諸民族によって形成されている国では、自由な諸制度は、ほとんど不可能である。同胞感情のない国民のあいだにあっては、ことにかれらが異なった言語を読み書きしているばあいには、代議制統治の運用に必要な、統一された世論が存在しえない」とみなしていた⁹。国民国家の政府にとっては、「言語権」を人権とみなすこと、あるいは「言語権」そのものの要求を、警戒する向きもある。またローカルな言語の復興運動などが存在する場合でも、それが政府によって、国語や公用語もしくは隣接する外国語の「方言」にすぎないとして黙殺、さらには弾圧される例も、歴史上、事欠かなかった¹⁰。ただし、現代ではそうした古典的な同化主義はますます批判されつつある。あるいは、「文化的統合」と「政治的統合」を区別し、後者は前者を意味しないという多元主義的立場もある。とりわけポスト冷戦時代、国民統合を重視するにせよ、国際人権法などにも統制されつつ何らかの形で民族的・言語的少数者の権利問題が人権問題として注目されていることは疑い得ない（この問題は、とりわけ国民国家建設に着手して間もない旧ソ連諸国において切実な問題でもある）。

9 J. S. ミル（木田洋訳）『代議制統治論』（岩波文庫、1997年）、376頁。

10 アルザス語がドイツ語の「方言」に過ぎないのではないかという問題など。ウクライナ語やベラルーシ語は、それぞれ現在、ウクライナ、ベラルーシの国家語であるが、帝政ロシア時代、帝国指導層によってそれらはロシア語の方言としてしかみなされていなかった。ただし、例えば、A国の周縁部で話されていることばが隣国Bの支配的言語の「方言」に過ぎないとみなされる場合、その周縁部の住民はB国への帰属を望むかもしれない、B国もそれを要求するかもしれない。それはA国にとっては望ましくない。そのため、隣国Bの影響を減じるため、その周縁部のことばを新たな独立言語として認知する場合がある。なぜスイスがレト・ロマンス語という少数語をスイスの4番目の国語として認知したかという、その地域をムッソリーニのイタリアが自らの支配圏として要求してきたからである。

第二に、多言語主義的な制度をもつ国であっても、歴史的に特定の領土に住してきた少数者や、最近やってきた移民などを含めて、あらゆる言語を同等に保障している国家は、おそらくない以上、「言語権」を即座に人権とすることには疑義が伴うことがある（特に複数言語の保障は多大なコストの問題もからむ）。その場合、「言語権」は、どちらかという具体的な法制度の裏付けをもった「市民権」citizenship（「国籍」という意味もあるが、ここではしかるべきメンバーに保障される権利の内実という意味）の問題として再構成され、それがある程度保障される場合でも、歴史的に特定の領土に根ざしてきた少数者と、後からやってきた移民とでは、「言語権」の保障様態は異なってくるのはやむをえないとみなされる¹¹。ただし、歴史的な少数者と移民との区別も相対的なものであり、「市民権」の問題を論じる際に、より公正な「市民権」のあり方を模索する意味でも、人権論を背景にした上での実践的課題の追求という形をとるも多い。つまり「市民権」論にとって、人権論が一種の統制的理念として働くことも見過ごせない。

第三に、人権論が発達した現代において、人権のカatalogを不用意に拡張することが逆に「権利のインフレ」として批判されることがある。そして「言語権」という用語も、しばしば新奇で聞き慣れない権利のカatalogとしてみなされる場合もある。国際人権法学者のフェルナン・ド・ヴァレンヌは、国連の自由権規約や欧州人権条約（および欧州人権裁判所の判例）などを題材にした言語的権利に関するモノグラフを書いているが、その際彼は、表現の自由や法の下での平等から、とりわけ少数者の言語的権利を論証している¹²。ド・ヴァレン

11 後に論じるようにカナダの法哲学者ウィル・キムリッカなどは「マルチカルチュラル・シティズンシップ」という視角からこの種の問題を提起したことで知られる。Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship* (Cralendon Press, Oxford, 1995). 邦訳は、ウィル・キムリッカ（角田猛之、石山文彦、山崎康仕・監訳）『多文化時代の市民権』（晃洋書房、1998年）。

12 Fernand de Varennnes, *Language, Minorities and Human Rights*

ヌによると、「何人かの学者の主張とは反対に、言語権は権利の新しいカテゴリーでも未熟な権利でもない。言語権は多くの場合、表現の自由や非差別 non-discrimination という国際法で広く認められ確立された基本的人権の具体的適用である」という¹³。こうした視点は大変重要であろう。問題は、既存の広く知られた人権概念の枠組みの中では、往々にして少数者の言語の公的使用や発展などは、それらの人権概念のカatalogの土俵に乗らずに、権利問題として無視・軽視されてきた傾向があることである。ド・ヴァレンヌの語法に依拠すると、「基本的人権の具体的適用」としてなされるべき「言語権」が、十分に「適用」されてこなかったということになる。本稿でも、「言語権」という概念を用いているにせよ、そうした権利概念の目新しさを意識しているというよりも、むしろ既存の人権概念に密接に関連する個人の言語使用の自由から、少数者の自治にいたるまで、任意の言語の使用や発展に関連する権利行使の総体を包括的に指す枠組みとして「言語権」という概念を用いる。近年、例えば全欧安保協力機構における人権関連の勧告書などで “Linguistic Rights” といった用語が使用されていることなども、注目すべき傾向である¹⁴。

第四に、「言語権」というものが、しばしば「少数者の特別な権利」あるいは「集団的権利」として把握される場合、人権一般と区別され、人権との緊張関係が指摘されることもある。確かに、多数派には保障されていない特別な自治などが少数者に保障されることもある。しかし、それは少数者の「特権」を

(Martinus Nijhoff Publishers, 1996)。なお、ド・ヴァレンヌの学説については、前掲8の拙稿で論じた。

13 フェルナン・ドゥ・ヴァレンヌ（桂木隆夫訳）「言語的人権とアジアの民族運動」（桂木隆夫・編著『ことばと共生』三元社、2003年、154頁）。

14 例えば OSCE の民族的少数者高等弁務官によるオスロ勧告（1998年）のタイトルは、“Linguistic Rights of National Minorities” である。これは、いわゆる「集団的権利」を意味するものではなくて、既存の人権との関わりで述べられているものである。なお、これは民族的少数者高等弁務官の公式サイトで閲覧できる。<http://www.osce.org/hcnm/>

意味するというよりも、多数派と少数者との関係がそもそも非対称的であるため、多数派には当然のように享受している事柄について、少数者にもある仕方で保障するということを意味する。とりわけ「言語権」については、そのような構図があてはまる。もっとも、そのことが一定の地域において、権力関係を逆転させたり、他の権利との衝突を引き起こしたりする問題については、十分に考慮する必要がある。

第五に、すでに指摘したように、少数者に対する従来の国民国家の同化政策が批判にさらされている中で人権としての「言語権」が語られている潮流があるにせよ、そのことは大小様々な民族的集団の固有性の問題と密接に結びついていて、集団的「差異」の強調や追求が底無しになることに対する批判も出てくる。現代の「多文化主義」や「多言語主義」もこの種の問題を抱えている。言語およびそれに付随するアイデンティティは、微小な差異をめぐって細分化され、マイケル・イグナティエフがフロイトの精神分析学を援用して言った「微差のナルシシズム」に行き着くこともある。つまり、「二人種間の違いが実際には小さければ小さいほど、その差は想像のなかで不気味に増幅されていく」という問題である¹⁵。これらの問題は、現在、最もアクチュアルな問題であり、「言語権」の諸問題についても、この種の葛藤をとらえる必要がある。ある言語の尊厳を守ろうとする場合、近隣の言語からの語彙の浸透を警戒するなど、まさに「外国語に汚染されていない」言語の「浄化」を主張する者すらいるであろう。「言語権」の要望は、ロシアの民芸品マトリョーシカの比喩にならうと、様々な規模の（エスノ）ナショナリズムが入れ子状に重層するという意味で「マトリョーシカ・ナショナリズム」となって現れることもある。現代の「多文化主義」や「多言語主義」のパラダイムは、近代国民国家を理論的に＜脱構築＞しても、現実には無数のナショナリティへの細胞分裂を加速化さ

15 マイケル・イグナティエフ『民族はなぜ殺し合うのか』河出書房新社、1996年、33頁。

せ、新たなネーションの〈再構築〉という悪循環になる危うさを秘めている。これは、現に旧ソ連や旧ユーゴスラヴィアで起きたことである。「多文化主義」や「多言語主義」は、メタレベルにおいては異種混交の諸文化、諸言語の「共存」や「寛容」を目指すであろうが、個々の文化や言語の中に生きる当事者にとっては、対内的には固有性や差異の維持のための結束、対外的には他者の排撃となって現れることもあり、ナチスのホロコーストと異なって、現代の移民排斥や「民族浄化」は、ある程度「多文化主義的」な世界観や「差異のポリティクス」、「相違への権利」が広まっている時点で起きていることにも注意する必要がある。

これらの問題は、いずれも論争的な問題であり、即座に答えを導き出せるような問題ではない。いずれにせよ、「言語権」は、それが実際に保障される局面においては、当該国家における言語法制に帰着せざるを得ないのだが、だからといって「言語権」の問題を、もっぱら各国の実定法や客観的制度の反射ということにゆだねてよいわけではない。主権国家における言語政策、言語計画は、国益やナショナリズムにからむことによって恣意的になりやすい。

したがって、さしあたり、まず人権論としての「言語権」論が可能だとしたらその根拠や理論的ツールは何かということを考えてみることも無意味ではない。

ある問題が人権問題に結びついていく背景には、何らかの歴史的・政治的文脈があるはずである。信教の自由という人権が近代ヨーロッパにおいて出てきたのも、単に信仰や良心が人間の精神的・生活、人格の統合性や尊厳の根本をなすからといった抽象的命題があらかじめ用意されていたからではなく、やはり宗教戦争や主権国家形成という歴史的・政治的文脈においてである。そうした宗教戦争や、信仰の強要、異端の弾圧を経て、始めて信仰や良心が人格の統合性や尊厳の根本をなすといった倫理が生まれてきたと言える。また「社会権」も階級闘争を経て出てきたものである。

さらに現代的な問題、例えば「環境権」の問題に即して言えばどうであろうか。きれいな空気や水は人間に不可欠であろうとも、それを権利の対象とみなすことは——天然資源の所有権をめぐる争いなどの問題を除けば——かつてはなかった。しかし現在、良好な環境と人間の尊厳との密接な結びつきが意識され、未来世代などを念頭においた「環境倫理学」なども出てきた。

言語問題に関しても、特に近代以降、特定の言語の強制や少数言語の衰退、少数言語住民の差別や社会的不平等、言語紛争などを経ることによって、個人や共同体にとっての母語の尊厳や固有性といった倫理が生まれてきた。仮に国家が少数言語を積極的に抑圧しない場合でも、特定の公用語のみが国家によって保護されている場合（あるいは単一の「国語」が支配的である場合）が、教育や職業上の機会において少数言語を用いる者は不利になる。

言語が多種多様であることから、そのことが対立や紛争に結びつきやすいと言われることもあるが、対立や紛争の要因が、諸々の言語の差異それ自体に宿命的に内在しているとは言えない。「諸民族の火薬庫」と呼ばれる「バルカン」においても、諸民族が宿命的に争ってきたのではなく、近代西欧で発生したナショナリズムや主権的国民国家形成が、帝国の解体を経て「民族自決」という理念となって流入してくることによって、言語・民族・領土の結びつきと、そこから発生する民族・言語対立が引き起こされた。

このように、言語対立や言語紛争といったものは近代以降に出てきた問題である。それは、ごく一部のエリートが読み書きできた時代と異なって、教育やメディアに対する人々のアクセスが増加し、ナショナリズムが大衆動員の手段にもなり、「権利」や「平等」という観念が発達していく現代社会においてあり得る問題である。

言語の違いは、それが外在的な判断によって劣った差異の印とみなされ、またそうであるがゆえに同化の対象となる場合——この場合、「差異化」と「同化」はメビウスの輪の両面ような関係にある——少数者にとっては「スティ

グマ」や「レッテル」ともなるであろう。しかし他方で言語の違いは、「自尊」の拠り所ともなる。

現代社会における違法な差別の指標の代表的なものとして「人種」や「性別」がある。それらとともに、「言語」も列挙されることがある（国連の世界人権宣言、自由権規約等を参照）。しかし、「言語を指標とした差別の禁止」、「言語によらない法の下での平等」ということは、解釈が一樣ではなく、あたかも、市民を平等に処遇することは、市民に同一の言語で処遇することによって、ひいては言語的少数者が多数者に同化することによって果たされるかのようにみなされることもある。すなわちそれは、言語的少数者を「ゲッター」の中にとどめておいてはならないという、ある種の善意の平等主義的発想である。しかし、それは、あたかも黒人が白人のようになって、女性が男性のようになれば差別や不平等の解消につながるという見方と似ていなくもない。

ロールズが「自尊」self-respectを「最も重要な基本財」と位置付けていることは、ここでは重要な意味を持ち得る¹⁶。ロールズにおける「正義」の一般概念には、「すべての社会的価値——自由、機会、所得、富および自尊の基礎となるもの——は、それらの価値の一部あるいは全部の不平等な分配が万人の利益にならない限り、平等に分配されるべきである」という見地がある¹⁷。ロールズがそこで挙げている諸価値は「社会的基本財」ともされている。「社会的基本財」は物質的なものやメタレベルの価値など多様なものを含むが、「社会的基本財」のひとつとしては——ロールズは直接言及していないが——言語も挙げることができる¹⁸。

一般に人間にとって言語が不可欠ということについては、ロールズの議論を

16 John Rawls, *A Theory of Justice* (Revised Edition, Belknap of Harvard University Press, 1999), p.386.

17 *Ibid.*, p.54.

18 W. キムリッカは、ロールズの批判的読解を通じて「文化のメンバーシップ」*cultural membership* もまた基本財ではないかと問題提起している。Will

引き合いに出すまでもなく自明で自然にみえるが、ここで重要なのは、各人にとっての「自尊の基礎となる」基本財としての言語である。ロールズが「自尊」を、あえて「最も重要な基本財」として位置付ける際、『正義論』が書かれた時代背景からして、人種差別の克服や公民権運動が念頭にあったと思われる。そこでは、アフリカ系市民などが、常に「自尊」を害され、機会の平等を否定されてきたからである。

ロールズが挙げている諸々の「社会的基本財」は、歴史を超えて基本財としての性質が内在しているわけではない。それらは近代の社会関係の中で、「社会的基本財」として表出されてきたといえる。言語に関していうと、中世のヨーロッパで、ラテン語が、読み書きできる人のリング・フランカであった時代に、個々の地域のことが「自尊の基礎となる基本財」であったとはいえない。近代のネーション・ビルディングにおいて、一方で国語が形成され、他方で少数言語の自己主張が出てくる中で、言語問題は一つの争点になり、諸言語は「自尊の基礎となる基本財」として、権利の対象としての価値を帯びていった。

ところで「自尊の基礎となる基本財」としての言語が「平等に分配」されるということは、どういうことであろうか。機会や富が平等に分配される、あるいは最も不利な者を利するためにそれらが不平等に分配されるということならば比較的想像はつきやすいが、人間にとって生得的な意味合いがある言語（この場合、母語・第一言語）が「分配」されるというのは、一見したところ奇異に思える。しかし言語とは私的である以前に社会的なものである。この場合、言語の分配とは、母語教育、当該言語の社会的、公的流通のあり方を意味するとみてよいだろう。つまり言語（母語）へのアクセスを可能にする社会的条件の整備が言語的公正につながる。

少数言語住民が、より支配的な多数者の言語を選好し、乗り換えていくこと

が、本人としての福利を増加させるという一般的な見方も成り立ち得るかもしれないが——現実にはそのようにして社会における諸言語間の権力関係を背景にした言語の乗り換えがなされる——それは他者からみた場合の外在的な選好をすべりこませている意味で、自己決定の主体性に反する。あえていうと、ロールズの仮説的世界の「原初状態」では、言語シフトは起こらない。

近現代社会における「自尊の基礎となる基本財」としての言語、諸言語の「平等な分配」、それによって可能になる各人の言語的自己決定権という仮説は、人権としての「言語権」を基礎付けると言える。そのことは、言語の「多様性」そのものに価値を見出すからだというよりも、むしろ諸個人の平等な尊厳と配慮ということに基盤を置く。その結果として「多言語主義」のあり方などが提起される。したがって、ここで明らかにしておかなければならないことは、人権としての「言語権」論は、動植物の保護のように言語およびその多様性の保護を至上命題とするわけではなく、あくまでも言語間の権力関係に起因する諸個人の不平等や尊厳を問題にする必要がある。

むしろ、自由民主主義的な政治文化が、そのようにして「言語権」を重視してきたわけではない。W. キムリッカが言うように、「西洋の政治的伝統は、このような諸問題に対して驚くほど沈黙を守ってきた」のであり、「西洋のほとんどの政治理論家は、同胞市民が1つの血統、言語および文化を有するポリスを理念型として用いてきた」¹⁹。仮に一定の「多元性」を重視する自由民主主義の理論が言語の同一性を積極的に称揚しない場合でも、そこで念頭にある「多元性」は、国家が押しつけるべきでない信仰や思想・信条にみられる私的善の多元性であるため、公的領域における言語の同一性は、消極的な前提になっているか、もしくは問題として表出されてこなかったと言える。V. ヴァン・ダイケが、公刊されて間もなかったロールズの『正義論』に対して、「この著書には言語の違いに対するひとことの言及も見当たらない」としているのは、

19 Supra, note 11, p.2. 邦訳、2頁。

愚直にみえつつも、ここではそれなりの重要性を持つであろう²⁰。しかし上述したように、ロールズが言語について言及していなくとも、そこから人権としての言語権の基礎付けを導き出すこともできる。それは、民族紛争などが激発する近年の文脈において、自尊や人格の統合性といった倫理と言語(母語)の保持とが決して切り離し得るものではないということが、かつてよりも意識されてきたからである。

3. 「言語権」と集団的権利 (1) —— 「共同体主義」とその批判 ——

人権としての「言語権」について、ロールズの『正義論』のツールを応用することは可能であるにせよ、それをもって終わりにするわけにもいかない。北米流のジャーゴンでいうところの「リベラル」と「共同体主義者(コミュニタリアン)」の論争が、当地を中心に1980年代以降、繰り広げられ、日本にも積極的に紹介されてきたが、そうした論争が言語問題にも及んでいった。

C. テイラーは、ロールズと並んでリベラリズムの一翼を担うR. ドゥオーキンの以下のようなテーゼに反論している。

(リベラルな社会とは)、政治的決定が、何らかの善き生の特定の観念、あるいは何が生に価値を付与するかということから可能な限り独立してなされなければいけない社会である。ある社会の市民は、善の観念について異なる以上、ある善の観念を他に優越させると市民を平等な者として扱っていないことになる。²¹

20 Vernon Van Dyke, Justice as Fairness: For Groups?, *American Political Science Review*, Vol.69 (1975), p.607.

21 Charles Taylor, Hegel's Ambiguous Legacy for Modern Liberalism,

テイラーは、ドゥオーキン型のリベラリズムの把握を「望ましくない」し、「不可能」でもあるとしている。テイラーは自由主義の伝統を否定しているのではないが、ドゥオーキン型のリベラリズムに対して、ヘーゲルの読解を通じて「市民的人道主義」の伝統（もうひとつの自由主義）を重視する。テイラーによれば「人道的社会」とは、善き生に関する共通の理解に立脚した社会であり、それなくしては社会の自由が危険にさらされるであろう、ということである²²。「善」に対して「権利」の優越を説くドゥオーキン型のリベラリズムに対して、公的次元における共通の歴史、特定の条件や制度的形態へのコミットを重視し、ヘーゲルの「人倫」*Sittlichkeit*をキー・コンセプトに、カント的な倫理学の系譜を引くリベラリズムを批判する。

ここで重要なことは、テイラーの「共同体主義」が、カナダにおけるケベック州の言語問題への彼自身のコミットと連関していることである。

テイラーは、「劣等ないしは不名誉な表象を他の人に投げかけること」あるいは「承認の拒否」に抑圧の一形態を見出している²³、それはロールズが重視する「自尊」の位置付けと似ている。しかし、ロールズ（およびドゥオーキン）と異なっているのは、テイラーが、集団的アイデンティティの見地から語り、社会の何らかの「集団的目標」の公的追求を許容している点である。テイラーは「ケベックにおけるフランス語文化の存続と繁栄が善であることは、自明のことなのである」とし、そのことが、特定の善に中立的であるべきとするリベラルな社会のモデル（手続き主義共和国）に抵触していることを積極的に認める²⁴。

Drucilla Cornell, Michel Rosenfeld, David Gray Carlson, *Hegel and Legal Theory* (Routledge, 1991), p.66.

22 *Ibid.*, p.70.

23 Charles Taylor et al., *Multiculturalism* (Princeton University Press, 1994), p.36. チャールズ・テイラー他（佐々木毅、辻康夫、向山恭一訳）『マルチカルチュラルイズム』（岩波書店、1996年）、52頁。以下、引用に際しては同邦訳書を参照した。

フランス語を選ぶかも知れない人々のためにそれを利用可能にしておく、ということのみが重要なのではないのである。〔確かに〕過去20年間にわたる連邦の二言語主義にもとづく措置のいくつかは、このような目的を持つものと思われるかも知れない。しかしさらに次の点もまた重要なのである。すなわち、将来この場所に、フランス語使用の機会を利用したいと望む人々の共同体が存在するようにする、ということである。存続を目指した政策は、たとえば、将来の世代がフランス語系としてのアイデンティティを持ち続けるように、その共同体の構成員を積極的に作り出そうとする。これらの政策は決して、単に、すでに存在する人々への便宜を提供するものと見なされることはできない。²⁵

このようなテイラーの言明によって、前述した人権としての「言語権」の基礎付けに新たな論争構図が持ちこまれることになるだろう。つまり、ある言語を、それを選択する人々のために「利用可能にしておく」ことと、現在のみならず将来の世代を射程に入れて当該言語の「共同体の構成員を積極的に作り出そうとする」こととは異なるということである。ちょうど、現在の自分が良好な環境の下でくらしたいと要求することと、未来世代のために良好な環境をゆずりわたそうとすることが異なってくるように。

ある言語を、それを選択する人々のために利用可能にしておくということは、(自尊の基礎となる)「社会的基本財」としての言語の「平等な分配」といった図式でも説明がつく。それは人権としての「言語権」を基礎付けるものである。その際、言語は「社会的基本財」であっても、それ自体は、特定の善の構想を人々に要求するわけではない(もとより、ある言語共同体の中には色々な思想

24 *Ibid.*, p.58. 邦訳、79-80頁。

25 *Ibid.*, p.58-59. 邦訳、80頁。

信条の持ち主がいるので、言語共同体とは、例えばアーミッシュのような意味で「共同体」なのではない。

しかしテイラーは、自らが支持しているケベックにおけるフランス語の「共同体の構成員を積極的に作り出そうとすること」に特定の善の構想を見出し、ある善が共同で追求されるべき性質のものであるならば、それは公的な政策の問題となる、としている。そして「我々の祖先の文化に忠実であり続けることに価値を置く人々と、自己発展という個人的な目標の名のもとにここから逃れることを欲するかも知れない人々との間で、中立的立場はとらない」として、リベラリズムにおける、諸善に対する「中立性」の要求と袂を分けている²⁶。

テイラーの見解は、むしろ、カナダにおけるかつてのフランス語住民がたどってきた差別的境遇という具体的文脈において理解する必要があるが、裏返して言えば、文脈しだいでは、そうした言語倫理の追求の一方法があり得るし、「人倫」にかなっているということであろう。そのような目標は、人権としての「言語権」の射程に入りうるであろうか。あるいは「集団的権利」collective rights, group rightsといった視座が必要になるであろうか²⁷。

26 Ibid., p.58-59. 邦訳、80-81頁。

27 ここでいう「集団的権利」とは、何らかの集団が、それ自体として法的人格を有することを必ずしも意味しない。「集団的権利」は“group-based rights”と言い換えてもよいかもしれないが、何らかの集団的指標あるいは集団的目標を考慮に入れた権利実現様式とも言える。連邦制を採用し、州などの単位が自治権を有している場合であっても、そのことは必ずしも「A州の住民が集団的権利をもっている」とは言わない。しかしケベック州のような場合、ケベック州のフランス語住民が、それ自体として法的人格をもっているわけではないにせよ、州の権限において州のフランス語共同体の維持と発展を優先させている際、「フランス語住民」の「集団的権利」という視点を設定することは無根拠とも言えない。ただし、このことの内実については、後続のキムリックの議論を参照のこと。なお、「集団的権利」をめぐる諸議論については、以下を参照。Ian Shapiro, Will Kymlicka et al., *Ethnicity and Group Rights* (New York University Press, 1997)./David Ingram, *Group Rights: Reconciling Equality and Difference* (University Press of Kansas, 2000)./Julia Stanpleton, et al., *Group Rights: Perspective since 1900* (Thoemmes Press, 1995).

一方で、人権思想は、近年、諸々の差異を考慮した「集団的権利」論や「第三世代の権利」などを包摂していく傾向もあるが、他方で（狭義の）人権の発想と、特定の共同体の「集団的権利」を相容れないとみなす傾向も根強い。当のテイラーは、言語の存続に関しては、特に「集団的権利」といった言説を用いているわけではなく、むしろ「集団的目標」collective goal という語を用いている。

言語共同体の維持や発展を、はたして特定の「善」の構想としてみなし得るかどうかについては議論の余地があるが、論点を整理してみると、テイラー自身は言語共同体の積極的維持や発展といった特定の「善」good が「共同で」in common 追求されることを積極的に位置付けている。そうした意味で、一般的に、共同善 common goods —— あるいは communal goods と言ってもよからう —— というものが「権利」の射程に入るかどうかが問題になろう。「共同善」というものは、経済学でいうところの「公共財」的な意味で解釈される場合、それ自体が「共同体主義」的というわけではなく、むしろ特定の財の非排他性・非競合性ゆえに、いかなる個人もその享受を否定されないという意味合いで用いられ、そのための公共政策が重視される。それに対して「共同善」の重視は、当該共同体の繁栄のためにメンバーの結束によって可能になるような何かを指すとみなしてよいであろう。

リベラリズムにおいては、権利の言説を必要以上に拡張させない傾向にある。そのことは、権利の制限につながるというのではなくて、ドゥオーキン型のリベラリズムにみられるように、「権利」とは「切り札としての」権利でもあり、それは多数者の決定によってもくつがえされることのない個人の権利ということでもある。その場合、「集団的権利」という論点が設定可能だとしても、比重は、その「集団的権利」によって何らかの影響を被る個人の権利に置かれることになるだろう。「共同善」の追及は、メンバーの自発性や献身によって可能になるというよりも、実際には実定法に基づいた何らかの公的政策の方向付けに

依拠せざるを得ないので、「集団的権利」による集団的目標の追求（共同善の追及）が個人の権利と緊張関係にあるということは、ある意味でもっともである。しかし他方で、少数者の言語集団にみられるように、「共同善」の追及と、メンバーの個人の自律や機会平等とが相補的關係にあるという側面もある。

自由民主主義社会においても「集団的権利」という論点が設定可能ということの証左としては、しばしば「法人の権利」が挙げられる。ただし「法人の権利」は、無制限に認められるわけではないし、法人格の取得にも様々なハードル、手続きがあり、権利行使の範囲にも限りがある。「法人の権利」には資本制社会の円滑的機能という目的もあるが、倫理的見地からは「法人の権利」の一人歩きに対する警戒心や歯止めもある²⁸。

民族の「集団的権利」も、実際の制度の次元では手放しに認められることはあり得ない。ただし、民族の「集団的権利」のあり方といっても多様であり、それは必ずしも個人をさしおいて民族的大義を排他的に優先するものではないので、その内実を議論することによって、いくつかのジレンマを抱えつつも正義や公正さとの関わりで、人権に反するわけではない。

人権としての「言語権」の理論的仮説は、個人の「自尊」と「自己決定」に根拠を置くにせよ、言語の維持、存続は、実際には何らかの言語共同体の存在を背景にしているため、「言語権」の主体をもっぱら個人とするだけでは不十分といった見解が、まず考えられる。例えば『消えゆく言語たち』の著者、D. ネットルとS. ロメインは次のように言っている。

言語が実在すると言えろとすれば、その所在は使用する人間の精神と見なければならぬ。しかし、別の意味では、言語は行為であって、人と人を結ぶコミュニケーションの体系である。いかなる言語も自律的な実体ではない。

28 「人権」論の視点から「法人の権利」を批判したのは、他ならぬ憲法学者の樋口陽一である。

話し、そして伝達する共同体が存在するところに実在しうるにすぎない。人間の共同体は、生存可能な環境と生活を営む手段があるところにのみ実在しうる。共同体が栄えなければ、その言語は危機に陥る。その話者を失えば、言語は死ぬのである。²⁹

このような言明は、確かに言語の存続に関する事実を言い当てている。「共同体が栄えなければ、その言語は危機に陥る」というのは、特に不利な言語、さらには「危機に瀕した言語」であればあるほど、切実な問題である。したがって、連邦制のあり方や実定法における権利主体の問題にいたる次元ではともかくとして、道徳的権利論の次元で「言語権」の主体は個人であると同時に集団、共同体であると想定することには、一定の倫理的根拠がある。人権論としての「言語権」論も、そうした側面を度外視してはならないであろう。

実際、1996年にバルセロナで採択された国際ペンクラブなどのNGOによる「世界言語権宣言」では、「言語権」が個人的権利であると同時に、集団的権利でもあるという原則に立脚しており、すべての「言語共同体」（地域において歴史的に成立した言語共同体）、「言語集団」（移民、難民、国外追放者、離散共同体など）が権利の主体とみなされている。そしてすべての言語は「集団的自己同一性の表現であり、かつ現実を知覚し記述する独自の方法の表現であるがゆえに、社会のなかではたすその機能すべてについて、十分な発展を可能にする条件を享受できなければならない」とし、言語権の根拠が集団との関わりで示されている³⁰。

「世界言語権宣言」に関して、ケルト系少数言語の研究家の原聖が次のよう

29 ダニエネトル、スザンヌ・ロメイン（島村宣男訳）『消えゆく言語たち』（新曜社、2001年）、7頁。

30 「世界言語権宣言」の邦訳は、言語権研究会編『ことばへの権利』（三元社、1999年）の資料を参照。

に述べていることは興味深い。

・・・それは、個人の権利としてある基本的人権を、集団の権利としても位置付けるということです。言語について考えてみるとそのような考え方は非常に重要なことです。なぜかという、言語というものは、エスペラントの人たちを前にこう言うことはまずいかもしれませんが、人造的な言語は別として、必ずある特定の地域ないしは出身の地域を持っています。出身の地域と特にいうのは、現代社会においてはある言語の話者がその言語のもともとの地域とは別なところに住んでいるということもあるからですが、そのような人たちが、自分の出身地を離れていても、その出身地の言語に愛着を感じていることがある。この場合の言語を用いる権利というのは、個人的なものでありながら、同時に集団的なものである。この場合に集団というものは、もともとの地域を離れている人々を含めた集団のことで、集団的権利とはそういう人たちを含めて互いが交信する権利ということになります。そういうこともありえる、そういうことも権利として捉えていこう、というのが言語権の考え方です。これは権利としては非常に新しいことではないか、とわたしは思っています³¹。

個人の「自尊」を重視する場合も、何らかの集団的なアイデンティティや属性が背景になっていることが多く、この場合、個人と集団は相補的な関係にある。人権としての信教の自由を論じる場合でも、それは専ら「孤立した個人」のみを念頭に置いているだけではなく、何らかの信仰共同体との結びつきを念頭に置いていることが多く、そのことは人権概念に矛盾しない。言論の自由も、似たような志向をもつ人々が団体や結社をもち、それを通じて言論を発してい

31 同前、27-28頁。

ることも多い。人権論が何らかの共同体や集団と個人との結びつきを重視したからといって、そのことは、「集団主義」ということにはならないし、実際に特定の共同体が制度の次元で法的権利の主体になるべきということを必ずしも意味しない。個人主義的な見地から権利を語る際、それはなぜ「個人主義的」かという、多数者の圧力から個人を守ることであって、諸個人の結びつきや連帯を何ら否定しているわけではないのである。

問題は、特定の言語共同体の存続と発展を目指す——集団的目標に貫かれた——公的政策の局面で、何らかの権利の衝突が生じてくることであろう。それは一定の領土において、言語共同体の発展を目指すための方策が、特定の言語の優越的支配となって現れやすいからでもある。

テイラーの言う集団的目標に関していうと、具体的には、ケベック州の言語法（フランス語憲章）が、英語学校への通学を、歴史的に居住していた英語系住民の子弟に限定したり、一定の従業員数を擁する企業にフランス語による運営を命じたり、フランス語以外の商業広告を規制したことに現れたため、英語系住民との間で対立が生じた。したがって、ケベック州の仏語系社会の側からの「言語権」の解釈と、英語系社会の側からの「言語権」の解釈が異なったのである³²。

テイラーは、カナダにおける英語系社会にロールズやドゥオーキンにみられる「手続き主義的」なりベラリズムの浸透を見出し、そうでない「独特な社会」としてのケベックの地位がカナダ連邦において承認されることを望んだ。その際、集団的目標に懐疑的な「手続き主義的」なりベラリズムのモデルは、文化的差異の除去を目指しているわけではないが、差異に対して非好意的であり、「独特な社会」の構成員が本当に切望しているものを取り込むことができない

32 これについては、前掲注6の文献の他、「共同体主義」にコミットした論者によるケベック仏語住民の「言語権」論については、Pierr A. Coulombe, *Language Rights in French Canada* (Peter Lang, 1995) を参照。

とテイラーはいう³³。

またテイラーは、生命、自由、適法手続き、自由な言論、宗教の自由などを「基本的かつ重大な諸権利」と呼び、それらは社会の構成員すべてに与えられるべきで、侵害されてはならない諸権利としている³⁴。しかし、そのことと、例えば個々人が自らの選んだ言語の商業看板を用いることとを区別している。これは一種の「二重基準」と言い得るべきものかもしれない。そして、「手続き主義的」なモデルによる「画一的処遇」（例えば任意の言語による商業広告の自由）と、文化的存続の重要性（例えば公益上の理由によるフランス語広告の義務性）をすすんで比較衡量し、後者に沿った公的政策を、テイラーは支持する³⁵。

テイラー流の「集団的目標」の追求は、どのような立場の集団にあてはまるのであろうか。あくまでも一主権国家における領土的な基盤をもった歴史的な少数者に関してなのであろうか。そこでは他の移民など、特定の領土的基盤をもたない、さらなる少数者の言語などが相対的に軽視されることもあり得る。また、テイラー流の「集団的目標」の追及が、主権国家単位での「国語」保護という「集団的目標」の追及に拡張されることもあり得る³⁶。例えばフランス本国におけるフランス語保護志向は、英語の影響力や語彙の浸透に対抗するという意味合いにおいてはケベックと似ているが、カナダにおけるフランス語と違って、フランスではフランス語は少数派ではない。伝統的な共和主義的フランス語中心主義はもとより、グローバル社会あるいはEUを念頭においたフランス語保護志向は、国内の地域語や少数言語への権利との緊張関係が生じ得る（もっともケベックにおいても先住民の言語や移民の言語との対抗関係が生じ

33 Supra, note 23, p.60-61. 邦訳、82-83頁。

34 Ibid., p.59. 邦訳、81頁。

35 Ibid., p.61. 邦訳、84頁。

36 いわゆる「国語保護法制」の問題については、拙稿「言語問題の法化と国語保護法制」（『社会体制と法』第4号、2003年、「社会体制と法」研究改編）を参照。

る)。また、アメリカ合衆国では、「イングリッシュ・オンリー」を主張する潮流がある。これはメキシコ系、中国系移民などの増加に伴って、複数言語サービスや異なった言語の看板などを好ましく思わない保守派側からの「過剰防衛」的反応といえなくもない。アメリカ合衆国憲法は特定の公用語をもたなかったが、「イングリッシュ・オンリー」は、英語のみを「公用語」にするための、ある種の「集団的目標」の追求である。もしテイラー流の「集団的目標」の追求に懐疑的なリベラルは、合衆国における「イングリッシュ・オンリー」の潮流に断固として反対しなければなるまい。旧ソ連から独立した諸国は、強弱の差はあれ何らかの形でテイラーが擁護しているような公益上の理由による地元の言語保護政策をとっている（ソ連時代に「民族間交流語」とされたロシア語の侵食を受けたからである）。例えばバルト三国のそれぞれの都心部にはロシア語系住民が一定の比率で居住しているが、街の標識、看板、広告などからロシア語は、ほぼ追放されている。そのことは、それまでの歴史的経緯に照らして（公益上）やむを得ないとされる一方、しばしば「人権侵害」と指摘されることもある。

もっとも、テイラーが述べているような方策が、いかなる集団においてならば正当化可能か否かを議論するのは、あまり意味がないかもしれない。なぜなら、彼はあくまでもケベックの辿ってきた歴史的磁場の下でそのように発言しているのであり、それをモデル化して、他国の一定の集団にもあてはめようとしているようにはみえないからである。ただし、そのことは、テイラーの議論をめぐる論争を阻むものではなく、現にテイラーが肯定的にみなしているような言語政策は、他国でもとられている。

J. ハーバーマスは、テイラーに反論しつつ、次のように言っている。

権利の理論は民主的立憲国家の市民が彼らの一般的な法秩序のなかで善についての構想を主張すること、彼らがすでに共有している、あるいは政治的

議論によって同意するようになった構想を主張することを決して禁止していないからである。しかしながら、それは彼らが国家の内部においてある生の形式を他の諸形式を犠牲にして特権化することは禁止している³⁷。

ハーバーマスは、まず公用語の選択や公立学校のカリキュラムの選択などから、国家の政治的決定には一定の倫理的体系が浸透していて、そこから軽視された少数派と鈍感な多数派文化との闘争が引き起こされるとみなしている。しかし諸民族の共存に際して、「個人の人格用に仕立てられた権利の理論に過度の負担をかけるような集団的権利によって保護される必要はない」、「種の保護に関するエコロジ的なパースペクティブは文化には転用されえない」と判断している。その根拠としてハーバーマスによって挙げられているのは、メンバーの自由、文化の反省性、文化が自らを批判的な検討に委ねること、後の世代に選択肢を残すこと、などである。そしてハーバーマスは、特定のアイデンティティをもつ集団の「倫理的統合」と、あらゆる市民を等しく包摂する抽象的な「政治統合」とは、切り離されなくてはならず、「政治統合」は出身文化の生の形式を放棄させることを意味しないと主張する³⁸。

このようなハーバーマスの理解は、テイラーのみならずM. ウォルツァーの自由主義の理解に対する反論ともなっている。ウォルツァーは＜自由主義Ⅰ＞と＜自由主義Ⅱ＞を分け、＜自由主義Ⅰ＞は文化的、宗教的な企て、集合的目標をもたない中立な国家であり、個人の権利と自由を最強度に支持するものであり、＜自由主義Ⅱ＞は、市民の基本的権利が守られている限りにおいて特定の民族や文化の繁栄を国家が支持するものであるという。ウォルツァーによると、テイラーは＜自由主義Ⅱ＞を選択しているのだという³⁹。しかし「共同体

37 Supra, note 23, p.128. 邦訳、181頁。

38 Ibid., p.126-135. 邦訳178-190頁。

39 Ibid., p.99. 邦訳、145-147頁。

主義」的に理解された〈自由主義Ⅱ〉のみが文化的な生の形式や集団的アイデンティティを顧慮するのだという見地にハーバーマスは反論し、手続き主義的に理解された権利の理論は決して文化的な差異を無視するものではないとしている⁴⁰。となると、ハーバーマスは、ウォルツァー流の〈自由主義Ⅰ〉と〈自由主義Ⅱ〉のような区分の仕方自体に疑問をもっていると言える。

ただ、言語の問題に関しては、ハーバーマスがテイラーの擁護しているモデルを批判しているのはわかるにせよ、それ以上のことは、あまり定かではない。ハーバーマスは、「スイスやアメリカ合衆国のような多文化主義社会をみればわかるように、立憲的原理を生み出す源である政治文化は、すべての市民が共通言語ないしは共通の民族的文化的出自をもっていなければ基礎付けられないというわけではない」という「政治的統合」、「立憲的愛国心」の例を出している⁴¹。これはもっともである。しかし、スイスとアメリカとでは、言語と政治的統合の関係は相当異なる。またハーバーマスが「民主的シティズンシップ」のモデルとしてあげるフランスの共和主義的シティズンシップにおいては「エトノス」ではなくて「デモス」が理念であることはわかるが、他方でフランスは言語に関してきわめて同化主義的、エスノセントリックであり続けてきた。さらに、ハーバーマスはEUにおける「多言語主義」について肯定的に語るが、その場合、彼は「国民文化」を単位に考えていて、それ以外の少数派の問題については、あまり定かではない⁴²。

こうしたことから、リベラルな政治文化を承認した上での何らかの少数者集

40 *Ibid.*, p.112. 邦訳、162頁。

41 Jürgen Habermas, *Citizenship and National Identity*, Bart van Steenbergen (ed.), *The Condition of Citizenship* (SAGE Publication, 1994). またこれに関連したハーバーマスの議論については、Jürgen Habermas, *The Inclusion of the Other* (MIT Press, 1999)を参照。

42 Jürgen Habermas, *Why Europe needs a constitution*, *New Left Review*, 11/2001.

団の権利の具体的内容については、ウィル・キムリッカのような議論を参照するしかないであろう⁴³。

なお、次で論じるキムリッカは、「立憲的ナショナリズム」、「公民的ナショナリズム」を、「エスニック・ナショナリズム」と区別する論法を批判している。すなわち、前者は国民のメンバーシップについて文化に依拠しないのだ、と捉える論法を誤りであるとしている。移民も新しい社会の言語や歴史を学ばなければならない、「立憲的ナショナリズム」、「公民的ナショナリズム」を「エスニック・ナショナリズム」から区別するものは、「国民のアイデンティティに文化的要素が存在しないということではなくて、人種ないし肌の色に関わりなく、だれもが共通の文化に統合されることが可能だという事実にある」からである⁴⁴。こうした視点は、ハーバーマスの理論における「政治統合」と「倫理統合」を区別する方法、あるいは「デモス」と「エトノス」を区別する方法が——モデルとしては理解できるが——場合によって不十分であることを示唆している。

4. 「言語権」と集団的権利(2) —— リベラリズムの再解釈 ——

キムリッカは、「集団的権利」collective rightsの用語法が雑多な要素を含んでいて（労働組合や会社、クラスアクションなど）、曖昧であり、なおかつ「集団的権利」が「集団主義」的であるという誤解を払拭しつつ、リベラリス

43 従来の「リベラル」vs.「共同体論」という二項対立を批判する立場から、キムリッカの議論の意義を論じたものとして、飯田文雄「多文化社会におけるリベラリズム（一）」（『神戸法学雑誌』、第49巻第1号、1999年）、「同（二）」（『神戸法学雑誌』、第51巻第4号、2002年）、「同（三）」（『神戸法学雑誌』、第52巻第1号、2002年）。

44 Supra, note 11. p.24. 邦訳、34頁。またキムリッカの多文化市民権の研究については、石山文彦「多文化主義理論の法哲学的意義に関する一考察——ウィル・キムリッカを中心として——」（一）～（六）（『国家学会雑誌』113巻・114巻・115巻、2000年～2002年）を参照。

ムの立場からもエスニック集団、民族集団に関して「集団別権利」group differentiated rightsが正当化可能であることを論じる⁴⁵（「集団別」という用語も誤解を招きやすいが、これはあらゆる個々の集団が固有の権利を持っているという相対主義的見地のことでなく、領土的基盤をもつ歴史的な民族的少数者や先住民、移民など、メンバーシップの度合に応じて、一般的な自由や基本権と両立する形での、当該集団に属する個人に保障される諸々の権利の総体とみてよいだろう）。キムリッカが「集団別権利」として想定しているのは、領域的自治、拒否権、中央政府に対する特別代表の保証、土地権、言語権などである。

キムリッカが「民族的アイデンティティ」あるいは「民族への帰属意識」を擁護するのは、彼が「共同体主義」的だからではなく、逆にそれを批判する意味においてである。というのも、言語に媒介されるようなある程度の規模をもった文化をキムリッカは「社会構成的文化」⁴⁶ societal cultureと呼んでいて、それを守ろうとすることをテイラーのように特定の「善」を共同で追求することとはみなしていないからである。「社会構成的文化」内部における諸個人の「善」は多様であり、色々な信条の持ち主がいるために、民族的アイデンティティは諸価値の共有を必要としない。従って、「社会構成的文化」のメンバーの総体については、キムリッカにおいては、（主権国家を保有していなくても）世俗化された「ネーション」という自由主義的な読みこみがあるのだろう⁴⁷。

45 Supra, note 11, Chapter 3. 邦訳、第三章。

46 キムリッカによると、「社会構成的文化」は、「公的領域と私的領域の双方を包含する人間の活動のすべての範囲——そこには、社会生活、教育、宗教、余暇、経済生活が含まれる——にわたって、諸々の有意味な生き方をその成員に提供する文化である。この文化は、それぞれが一定の地域にまとまって存在する傾向にあり、そして共有された言語に基づく傾向にある。」と定義されている。Ibid., p.76. 邦訳、113頁。

47 キムリッカは、「『共同体』という言葉が、共通の信念群や価値観、あるいは少なくとも連帯感によって結合した人々の集団を意味するならば、エスニック集団や民族集団は『共同体』ではない」という。Ibid., p.206. 邦訳、307頁。

もっとも、キムリッカは、自由主義理論において繰り返されてきた「国家の中立性」の理想に疑問を投げかける。その根拠は、多数派のメンバーが直面しない不利益に民族的少数者のメンバーが直面しているということ、少数者の言語を公式に承認することを「国家とエスニシティの分離」に違反するという理由だけで拒否することはできないということ、国家が公式の宗教を持たないことは可能であっても、公教育や公共サービスにおける言語使用においては任意の文化を部分的には制度化せざるを得ないこと、などである⁴⁸。さらに、もしロールズやドゥオーキンが擁護している見解に立てば、民族的少数者のための「集団別権利」は必要になり、自由主義者はそうした「集団別権利」を受け入れることができるし、受け入れるべきだとしている⁴⁹。このように、キムリッカは「共同体主義」の文脈で少数言語を擁護しているのではなくて、自由主義理論の発展および部分的修正の路線の上でそうしている。

キムリッカは、民族的少数者のメンバーが自己の文化、言語へのアクセスを重視するのは、「自分の文化へのアクセスというものを、善に関する個々人の比較的特定された考え方がどのようなものであろうとも人々が共通に欲しているものとして取り扱うべき」だからであり、「自分の文化を離れることは、たしかに可能ではあるけれども、それは、自分に相応の資格があるものを放棄することだと見なすのが最も適切」だからであるという⁵⁰。また「もしある文化が一般に敬意を払われていないとするならば、それに属する者の尊厳と自尊心もまた脅かされることになるだろう」と指摘していることも重要である⁵¹。これらのことからキムリッカが文化のメンバーシップを重視するのは、必ずしも「共通善」志向という共同体主義的な文脈ではないことがわかる。

48 *Ibid.*, pp.110-111. 邦訳、166-167頁。

49 *Ibid.*, p.126. 邦訳、189頁。

50 *Ibid.*, P.86. 邦訳、128頁。

51 *Ibid.*, p.89. 邦訳、134頁。

「集団別権利」のあり方については、集団のメンバーの基本的、市民的・政治的自由を制限することによって結束を維持していこうとする「対内的制約」internal restrictionにキムリッカは反対で、他方、集団を外部の主流社会の決定による衝撃から保護するための「対外的防御」external protectionは集団間の公平を実現するために必要で、自由主義者もそれを是認し得るし、そうすべきであるとする。「対外的防御」とメンバーの個人的権利との間には必然的な矛盾はなく、それによる措置はメンバーの自由と両立するのみならず、その自由を促進しさえするかもしれないという⁵²。

キムリッカが「対外的防御」の一つのあり方として挙げているのが「自治権」である。それは「より小さな政治単位に権限を委譲することにより、教育、移民、資源開発、言語、家族法など、民族的少数者の文化にとって特に重要な決定において、彼らが多数派に票差で敗れることが決してないようにする」ものである⁵³。ちなみにキムリッカのいう「民族的少数者」National Minorityとは主に領土的基盤をもった歴史的少数者であり、新しくやってきた「移民」とは区別されている。

従って、キムリッカのいう言語の「自治権」については、それが「対外的防御」に徹しているかどうかはともかく、主に連邦制を採用し、なおかつそのことが民族・言語問題の法制に関連する国において広範にみられる（スペインのカタルーニャやバスク、スイスの諸カントン、ベルギーの諸言語地域圏、カナダのケベック、ロシアの連邦を構成する共和国、インドの諸州、中国の民族自治区等々）。そうした自治単位における言語法制を通じて、より大きな支配的言語に対して、自治単位を構成する主要な民族、言語集団の母語へのアクセスを可能にすることは、程度の差はあれ、一種の「対外的防御」である。

ただし、自治単位を構成する主要な民族が、他の言語の浸透力をより強力に

52 Ibid., pp.35-38. 邦訳、50-55頁。

53 Ibid., pp.37-38. 邦訳、54頁。

規制しようとする場合もあり得る。

キムリッカは「対外的防御」と「対内的制約」を区別したが、両者が連関し得ることもあり得るし、彼も「必ずしも容易に線引きできるわけではない」としている⁵⁴。そのような例として挙げられているのは、先住民族の土地権である。すなわち、外部の権力から先住民族を守る場合（対外的防御）、保留地を設定し共同所有によって共同体全体の同意がなければ土地を譲渡できなくし、土地の買い上げや収用を防止する方法があるが、メンバーにとって担保として利用できる譲渡可能な財産が減るため、資金を借り入れる能力が低下するという。キムリッカによると、これは基本的な市民的・政治的権利の侵害にはあたらないものの、個々の成員の自由に対する重大な制約である。つまり「対外的な防御」から発しても副産物として一種の「対内的制約」がうまれる。ただし、その場合でも、「対外的防御」と「対内的制約」を区別せずにもっぱら「集団別権利」を「集団を個人の上位においている」として批判する論法は間違いであるとキムリッカは説く⁵⁵。

言語に関しても、支配的言語の浸透力を防止して自治単位の言語へのアクセスを実質的にする場合、テイラーが支持していたような公的政策は、メンバーの自由の制約や自治単位で少数者となる他の言語住民の自由の制約を招くことにもなる（仮に基本的な市民的・政治的権利の侵害はなされていないとみなされても）。メンバーの自由の「制約」については、共同体主義的な視点では、多くの選択肢を有した個人の「自由の制約」というネガティブな語法ではみなされず、むしろ「状況内におかれた自由」（テイラー）なのかもしれないが、リベラリズムにおいては「制約」とみなされる可能性がある。また、その「制約」は、自治単位において少数者になった者にとっては、重大な問題でもあって、しばしば何らかの言語法規定が憲法で一般的に承認された個人の権利に違

54 *Ibid.*, p.42. 邦訳、60頁。

55 *Ibid.*, pp.43-44. 邦訳、61-62頁。

反するとして憲法裁判に持ちこまれるゆえんである。

現に、キムリッカは、ケベック州の言語法の主要な根拠が、カナダおよび北米における多数派の英語系住民の経済的・政治的圧力に対して、フランス語住民の平等な機会を保障することにある——すなわち「対外的防御」——とし、十分な成果をあげてきたとしつつも、商業広告の表示言語の制限も行い、フランス語系住民が自発的に英語を選択することを妨げているなど、「対内的制約」に関わる側面がいくつかふくまれているとみなしている。また州内の英語系住民が自らの言語を使用する自由を不必要に制約しているため、部分的には過度に制約的な「対外的防御」であるとも言っている⁵⁶。

ただし、そのようにみなすことによってキムリッカは、テイラーのような見解と反対の結論に達しているのではなくて、「集団別権利」の抱えるジレンマについて、やはり比較衡量をしている。すなわち少数者の「集団別権利」は、主流社会に属する者に制限を課すことになるかもしれないが、少数者のメンバー以外に要求する犠牲は、「集団別権利」のようなものがない場合に少数者のメンバーが直面するはずの犠牲に比べれば、はるかに小さいとみなしている⁵⁷。さらに、ロールズやドゥオーキンのような自由主義的平等理論においても、自らの選択の結果でない不平等を是正することの重要性が強調されるから、そのような理論の枠内においても「対外的防御」が正当化されるとキムリッカはみなしている⁵⁸。

この「自らの選択の結果でない不平等」という視点は重要であろう。というのも人間は後天的にいくつも言語を取得することは可能であるにせよ、特定の言語文化環境に生まれて「母語」(第一言語)を身につけることは本人の選択や責任の問題ではない。そのことによって被る不利益や格差については、正義

56 Ibid., p.205. 邦訳、305-306頁。

57 Ibid., p.109. 邦訳、164頁。

58 Ibid., p.109. 邦訳、165頁。

にかなった補償を必要とする。現に、ロールズはそうした人々の社会的ポジションの偶然性から「格差原理」を導き出してきた。

そうすると、人権としての「言語権」の理論的仮説は、文化のメンバーシップを考慮に入れた「集団別権利」のあり方を包摂していくものでなくてはならない。

むろん、見方によっては、すでに触れたようにそもそも人権と少数者の「集団別権利」というものは別種のものではないかという疑問も生じる。その際、人権は万人に同等に付与されているものだが少数者の権利はそうではないという論法が考えられる。しかし、そもそも「信仰の自由」あるいは「思想・信条の自由」のような人権も、実質的には、多数者の決定によってくつがえされることのないという意味で、ある種の少数者の権利を意味していた。それは、多数者にはそうした権利がないという意味ではなくて、少数者が常に権利の侵害にさらされやすいという意味においてのことである。また、「集団別権利」は基本的自由や政治的権利を軽視するものではないし、それは少数者の「特権」というよりも、多数者が当然享受していることを少数者には十分に認められていなかったという点が重要であろう。言語権に関しては、特にそのようなことがあてはまる。

キムリッカ自身は、人権と、彼自身が積極的に位置づける「集団別権利」とを全く対立するものとしてとらえているわけではなく、「人権が本質的に“個人主義的”であるわけではなく、集団的生活を度外視するものではない」としているが⁵⁹、人権をどちらかという個人の市民的、政治的権利というトランスナショナルなスタンダードとしてとらえている。そのうえで、次のように言う。

59 Will Kymlicka, *Politics Vernacular* (Oxford, 2001), p.82.

人権の諸原則は、私的領域における少数言語の使用を国家が抑圧しようとするいかなる試みも防止することができるし、少数言語を用いる私立学校に対する寛容を必要とさえする。しかし、人権の諸原則は、政府において自らの言語を用いる権利について何も告げていない。少数者の権利を含む最近の国際規約の解釈によれば、初等レベルでの母語教育の公的設営は、一定の条件下で「人権」とみなされ得る。しかし、これは論争途上にある。さらにいえば、現代経済におけるあらゆる業務が、多数派言語でなされる高い教育レベルを必要とするのであれば、初等レベルでの母語教育だけでは明らかに不十分である。そもそも、多数派言語による高等レベルの教育の必要性は、少数者の親が、子に少数言語による初等教育を受けさせる気をなくさせる⁶⁰。

広く知られている既存の人権概念を少数言語問題におてはめた場合、そこから公的領域や教育における母語使用権、母語教育権を理論的に導き出すことは可能ではある。しかしキムリッカは、経験的、実証的な意味での既存の人権（国際法や各国の人権関連の法制や判例）が少数言語問題に明るい材料を与えているわけではないため、少数者の「集団別権利」というアプローチの仕方をとるのである。その際でも、キムリッカが重ねて言う「個人の人権に少数者の権利を補完する」という方法は、ともすると人権と少数者の権利を何か別種のものとしてとらえることを意味するかのようにとらえられてしまうこともあり得るが、宿命的に別種のものであることを意味するわけではない。

先の引用でキムリッカが触れている「少数者の権利を含む最近の国際規約」というのは、おそらく欧州審議会が1990年代に採択された「民族的少数者保護枠組規約」もしくは「地域語または少数語に関する欧州憲章」のことであろう。いずれも、ポスト冷戦時代の欧州における民族問題を意識しつつ、第二次

60 Ibid., p.78.

大戦後の国際人権の流れに沿うかたちで、民族的・言語的少数者の権利について触れたものである。しかし、この問題に関する参加国のコンセンサスが難しいこともあって、それらの規約や憲章では、あらゆる公的領域における少数言語使用権が手放して人権と規定されているわけではない。強いていえば、私的領域における民族的・言語的少数者の自由を政府は抑圧してはならないということに主眼が置かれている。この方が、既存の人権、自由の枠組に入りやすい。「民族的少数者保護枠組条約」はプログラム規定的であり、「地域語または少数語に関する欧州憲章」は選択条項式のため、批准国は強度な言語権を保障せずともすむようになっている⁶¹。極端なケースでは、フランスのように、同憲章が特定言語集団に権利を認めているという理由で批准に至らない場合もある⁶²。実際、それが文字通り「共同体」に権能を付与するものではなくても、国家の人権政策は、場合によって民族的・言語的少数者の権利という問題設定自体を警戒することもある。

キムリッカは、国際法に少数者の権利に関する詳細なリストを付け加えるように提案しているのではなく（確かにこれはコンセンサスが困難であろう）、それぞれの国の中で、その状況に見合う形で少数者の権利を付加していくべきことを提唱している⁶³。そういう意味では、キムリッカの中では（それぞれの国の中での）「シティズンシップ」という枠が適合的なのである。

61 「民族的少数者保護枠組規約」や「地域語または少数語に関する欧州憲章」の分析については、桂木隆夫（編著）『ことばと共生』（三元社、2003年）の第一章の桂木論文を参照。

62 この問題については、以下の諸論考を参照。三浦信孝、糟谷啓介（編）『言語帝国主義とは何か』（藤原書店、2000年）所収のサレム・シャケール（佐野直子訳）「欧州地域語少数語憲章は憲法違反か」／糠塚康江「地域・少数民族言語に関するヨーロッパ憲章とフランス憲法」（『関東学院法学』第10巻第2号、2000年）／長谷川秀樹「現代フランスにおける言語問題：地域語と欧州少数地域語憲章をめぐって」（『立命館国際研究』第12巻第3号、2000年）／三浦信孝（編）『普遍性か差異か』（藤原書店、2001年）所収の三浦論文「共和国の言語、フランスの諸言語」

63 Supra, note 59, pp.73-74.

5. 「言語権」と集団の階層性——歴史的少数者と移民——

キムリッカの「マルチカルチュラル・シティズンシップ」の構想は、いくつかの実践的な提言が含まれている意味で、理論と実際に国家で採用される言語法制や言語計画・政策との橋渡しをするものであるとみなしてよい。また、キムリッカは、直前で述べたように普遍的人権論というよりも「シティズンシップ」の側面から論じていて、特定の少数者のメンバーシップの度合に、ある種の階層性を持ちこんでいる。そこから歴史的少数者については、領土に結びついた「自治」が可能だが、移民に関しては別の見方をしている。

キムリッカが「言語権」の争点としていることは、その権利が集団的 collective か否かという問題よりも、なぜそれが一部の集団にのみ group-specific 与えられ、移民集団には同種の「言語権」が与えられないのかという問題である⁶⁴。キムリッカの理論では、移民に対しては、歴史的な民族的少数者の「自治権」ではなくて「エスニック文化権」 polyethnic rights が割りあてられ、それは「市場では十分に維持できないかもしれない特殊な宗教的・文化的慣習や、既存の法律によって不利な立場に置かれている宗教的・文化的慣習を保護するための制度」とされている⁶⁵。「エスニック文化権」も対外的防御のための「集団別権利」の類型に位置付けられていて、言語に関していうと「移民の言語による教育課程」というものがキムリッカによって挙げられている。しかし、キムリッカは「一般的には、民族的少数者は社会構成的文化を持っているが移民集団は持っていない」とみなしている。ただし、それは「一般的に」であって、キムリッカは、随所で、そうした区分に必然性はないことや、「民族的少数者の中にも、社会構成的文化を成り立たせる社会統合と制度化さ

64 Supra, note 11, pp.45-46. 邦訳、65頁。

65 Ibid., p.38. 邦訳、54頁。

れた生活を喪失してしまったものがあるのではないだろうか」としている⁶⁶。

もとより、民族的少数者（かつて集団的に入植して確固たる存在となったり、征服されたりした土着の民族を含む）と家族や個人単位でやってくる移民を区別する見方は、かねてからあった。キムリッカも、そうした区別を重視して移民の渡来の「自発性」（自己選択）を強調するM. ウォルツァーやN. グレイザーの議論を引き合いにだしている⁶⁷。移民の渡来の「自発性」を強調する視点においては、例えばアメリカ合衆国において移民が英語を拒む根拠はなく、少数者が「言語権」を主張する根拠は薄弱ということになる。

キムリッカは、民族的少数者と移民を区別する視点については彼らと共有している。しかし他方でウォルツァーやグレイザーが民族的少数者に関しても、政府の「好意的無視」benign neglectが適切であるとみなし、統合や安定の見地を優先させていることに対して、キムリッカは批判的でもある。そして、キムリッカは、民族的少数者と移民との区別を一応受容した上で、それらの集団のメンバーの文化的・言語的差異に関する権利を、より重視し、正義にかなったものとみなすのである。

ウォルツァーやグレイザーがアメリカ的な自由主義を反映していて、キムリッカがカナダ的な（差異を重視した）自由主義を反映しているといってしまうは、それまでであるが、まずキムリッカは、移民であることを根拠に「言語権」を否定しているわけではない。しかし、キムリッカにおいては「社会構成的文化」というものがキー・コンセプトになっていて、その基盤に応じて「言語権」の強度が区分されることになる。

キムリッカの区分に依拠すると民族的少数者の「自治権」は、「言語権」の視点からいうと、州などの自治的領土において、当該言語が以下のような領域で保障され得ることを意味する。すなわち、立法、司法、行政機関の実務言語

66 Ibid., P.100-101. 邦訳、151-152頁。

67 Ibid., pp.62-68. 邦訳、90-100頁。

となること（そして市民に対してその言語で応対がなされること）、場合によって高等教育にいたるまで当該言語による教育が保障されること、テレビ・ラジオ放送網における当該言語枠の拡大、自治的領土内にある企業の広告や商品説明書などの当該言語による作成の義務化もしくは奨励、当該言語による、あるいは当該言語に翻訳された出版、映像の奨励などが考えられる。

他方、移民などにあてはまる「エスニック文化権」は、「言語権」の視点からいうと、移民の子弟の母語教育（二言語教育の枠内における）、あるいは「承祖語」教育カリキュラムの実施が、まず考えられる。また公営の図書館における出身国の新聞や雑誌、書物などの設置、自治体の多言語サービスなどもあり得る。ただし、それらの場合、教育レベルや社会的地位の上昇を望もうとすればするほど、メインストリームの言語へのシフトが要求されることになる。

このように民族的少数者の「自治権」によって可能になる「言語権」と、移民と「言語権」で規模に違いがあるのは、まず、しかるべき条件の下では民族的少数者が一定の自治的領土を通じて立法権を行使し得るからでもある。次に民族的少数者は都市および農村に広がる一定の人口を抱えていることがあり、キムリッカのいう「社会構成的文化」を維持したり復興したりすることが可能だからである。

しかし移民の場合、議会へのロビー活動などを除くと、民族的少数者のような形での地域的自治を通じた立法権を実質的に行使することは困難である。また移民は都市においてコミュニティを形成することがあっても、都市と農村にまたがった領域的基盤をもっていない。そして公権力からメディア、企業との関係で「言語権」を広範囲に確保することが困難となる。そのことは、移民にとって、母語の維持よりも移住先の支配的言語の取得に主眼が置かれていくことの事実上の根拠でもある。

ただし、先述したように、まず民族的少数者といっても「社会構成的文化」

の度合において違いがある。「社会構成的文化」との関わりで言語自治を通じて強度の「言語権」を実行できる民族的少数者は、世界中の民族的少数集団の中で氷山の一角にすぎない。こうした問題について、キムリッカは次のように言っている。

集団の置かれた状況によっては、民族の権利を放棄することは最も賢明な方向であるかもしれない。だから、集団別権利の仕組みはどれも、この選択肢を利用可能にしておかなければならない。民族的少数者は、自らを独自の社会として保持する権利を有するけれども、そうする義務はもちろんない。とはいえ私は、統合されるか否かに関する決定は、少数者の成員自身がおこなわなければならないと確信している。社会構成的文化があまりにも衰えたからその持続が保証できないのかどうか、また、いつそうなったと言えるのかは、その集団の外部にいる人々が決めるべきことではないのである⁶⁸。

また、移民についても、その移住先や同胞の規模によって「エスニック文化権」の一部すら享受できないこともあろうし、反対にクルド人のように、出身国で「言語権」が抑圧されてきたからこそ、移住先のヨーロッパで独自の放送網などを有しているケースもある。したがって、民族的少数者と移民との区別は、相対的なものである。長い目でみれば、移民も民族的少数者と変わらなくなることもある。例えば、旧ソ連では、帝政ロシア時代に入植してきたドイツ人の自治共和国がボルガ地方に建設されたこともあった（ただしスターリン時代に解体させられた）。同様に、旧ソ連では、土着の民族の中でも、ナチス・ドイツ軍に協力したという嫌疑で一時期中央アジアやシベリアに追放され、離散した民族もいる。

68 Ibid., p.100. 邦訳、151-152頁。

移民を集团的に定住させ、彼らに一定の権限を与えることで、彼らを事実上、民族的少数者と変わらないものにすることはできるし、それと全く同じように、民族的少数者を引き裂いて分散させることで、自らの文化から離れた移民との区別をつかなくすることもできる。・・・私は、民族的少数者とエスニック集団との違いを強調するからといって、これらのすべての難解な事例の解決を目指しているわけではない。私は、すべての事例にあてはまる魔法の公式が何か存在するとは思っていない。・・・自由主義の観点からは、重要なのは、人間の活動の全範囲にわたって有意味な選択肢を提供する社会構成的文化に対して人々がアクセスできるということである⁶⁹。

このようなキムリッカの言明は、いくつかの問いや議論を残しつつも、民族的・言語的少数者に関するリベラリズムの見地からの暫定的な到達点を示していると思われる。もっとも、「社会構成的文化」の存続可能性を指標に据えたキムリッカの理論は、実際は、いくつかの多民族・多言語国家においてすでに制度として実現済みのこと（連邦制下での多言語主義など）を合理的に説明した、あるいはモデル化し、政治思想的・法哲学的根拠を与えたという側面もあり、キムリッカの提示する枠組みは理想主義的というよりも、むしろ非常に現実的である。「社会構成的文化」の意味合いからわかるように、キムリッカの議論は、移民や先住民に注意を向けつつも、前述したように、近代的「ネーション」をモデルの中心に考えていて、世俗化されたりベラルなナショナリズムを、できる限り少数者集団にも享受できるようにするものである。ナショナリズムは、自然と湧き上がってきたものではなく、近代の諸制度（領域的国家、法、標準語化等々）によって構築されてきたものであるだけに、それらを構築する権利を少数者集団の度合に応じて保障しようとするのがキムリッカの理論の

69 Ibid., p.101. 邦訳、152-153頁。

要であり、現代的な「民族自決」の、ひとつの代案である（この場合の「民族自決」とは必ずしも「分離主義」を意味するわけではない）。

その際、キムリッカが「言語権」を重視するのは、おそらく宗教や慣習の同一性ではなく、言語が近代の世俗的ナショナリズムにおける最大のセメント役を務めるからであろう。ネーションのセメント役としての言語という発想は、決して19世紀中・東欧のロマン主義的ナショナリズムの発想に固有のことではなく、むしろリベラルな政体を実現させる際の暗黙の前提であった（先に引用したJ. S. ミルの言明にみられたように）。

言語は、決して透明で、事物を客観的に描き出すような媒体ではない意味において、それを用いる特定集団の認識構造をある程度規定するものでもある（例えば言語によって色彩や感覚の分節の仕方が異なるなど）。しかし、だからといって任意の言語の共有は、それを用いる人々に特定の価値観に彩られた善の様式を導くものでもない。したがって、キムリッカが「言語権」を重視するのは、言語の維持に積極的に「共同体」の善を見出すからということではなく、むしろ、言語的不公正を是正していくことが、少数者を含む個人の表現の自由、言論の自由、機会の平等などを促進するという見地からである。

少数言語の維持や保護に関しては、それを「共同善」の追求のようにとらえるよりも、やはり集団内部の多様性を考慮した「社会構成的文化」の維持の問題としてとらえる方が現代社会に適合しているだろう。その際、「国家の中立性」の要求と言語との関わりについては、いくつかの論点が浮かび上がる⁷⁰。

まず、リベラルな政体においても特定の言語が、事実上あるいは法律上、公用語や国語として用いられているため、そもそも「国家の中立性」というのは、みせかけ、欺瞞であるという見地が考えられる（例えばアメリカ合衆国では英

70 言語政策と「国家の中立性」との関係については、石山文彦「言語政策と国家の中立性」（井上達夫・嶋津格・松浦好治編『法の臨界Ⅲ 法実践への提言』東京大学出版会、1999年）が示唆に富む。

語が優越的に用いられているためアメリカ合衆国は文化的に「中立的」であることはできない、というように)。しかし、他方で、国家が特定の言語を優先的に用いていることは、必ずしも特定の「善」や思想・信条の保護を意味しないので、国家は「中立的」であることは可能であるという見地もあり得る（アメリカ合衆国で英語が優越的に用いられていても、そのことは人々に特定の生き方を命じるものではない、というように）。

それについては、以下のように言うことができるであろう。すなわち、特定の言語が国家によって優越的に用いられていることが必ずしも特定の「善」の強要を意味しなくとも、そのことは言語的不公正をもたらし得る、ということである。この場合、国家が人々の「善」に対して「中立的」か否かよりも、国家が言語的により公正であるかどうかが問われるだろう。仮に国家が「中立的」であっても、そのことは言語的な公正さを何ら意味しないからである。

6. 社会主義と民族言語問題——少数者の「軽視」それとも「重視」? ——

かつて「民族自決権」や諸民族平等化政策を掲げていた社会主義体制が民族・言語問題を改善するというよりも悪化させていったのはなぜだろうか。キムリッカは、『マルチカルチュラル・シティズンシップ』の中で、「社会主義の伝統における少数者の権利」という論点に触れているので、それを手がかりして以下で論じようと思う。

キムリッカは、社会主義者が共同体や友愛を重視しつつも、伝統的に少数者の権利に対して反感を抱いてきたとし、その背景として人間を構成する社会単位の規模の拡大という社会進化論的発想、およびエンゲルスのいわゆる「歴史的なき民族」論を挙げている⁷¹。これは、資本主義に共同体を破壊していくポテ

71 Supra, note 11, p.69-70. 邦訳、102-103頁。

ンシャルを見出し、なおかつ19世紀半ばのヨーロッパにおける勢力関係から、中小のスラブ諸民族およびその言語の命運をフランスのブルトン人やバスク人、イギリスのスコットランド人やウェールズ人、アイルランド人に重ね合わせ、大民族の国民国家形成のみを歴史の進歩にとらえたエンゲルスの発想や、場合によってカウツキーなどの認識にもあてはまるであろう⁷²。ただしキムリッカは、これらのことを、社会主義者特有のことではなく、J. S. ミルの認識にも見出している。確かに、少数民族やその言語の自然淘汰という見方は、19世紀西欧の社会主義と自由主義に共通したものであったといっていよい。

そうした歴史上の問題と比較してキムリッカは、現在では多くの社会主義者が「スモール・イズ・ビューティフル」的な考えをとり、脱集権化、分権化などを求めている傾向に注目している⁷³。これは、現代の社会主義的な運動が、かつてのレーニン主義的課題ではなく、環境問題やフェミニズム、少数者問題、住民参加などに個別化、ローカル化していく潮流を念頭に置いてのことだろう。

キムリッカは、脱集権化が必ずしもエスニック集団や民族的少数者のニーズを満たすとは限らず、連邦から州への権限の委譲が、逆に先住民の利益を害した例などを挙げ、脱集権化が民族的少数者のニーズを満たすのは、それが当該集団の自己統治能力を増加させる場合だけであるという。分権化が少数者の「集団別権利」の実現を意味しないということ自体は、もっともな指摘である。問題は、そのことと社会主義との関連である。

一般的に言えば、脱集権化を支持する社会主義者は、民族集団から出され

72 カウツキーの言語論については、相田愼一「言語としての民族」（御茶ノ水書房、2002年）。なお、相田によると、「民族問題把握においても、カウツキーは多くの場合「エンゲルス主義者」であったけれども、決して教条的な「エンゲルス主義者」ではなかった。彼は、エンゲルスの「歴史なき民族」論を継承することなく、民族＝「言語共同体」説の立場から「すべての民族の民族自決権を与えるべきである」とする主張を展開したのである。」（同書、145頁）

73 Supra, note 11, p.70-71. 邦訳、104-105頁。

るこれらの要求を受け入れてはこなかった。実際、彼らはこれまで、民族的少数者に政治的地位を与えることについて、かつて集権化を支持した者と同じく、消極的だったのである⁷⁴。

ここには社会主義思想、運動、実践の一定の側面が言い当てられている。しかし、歴史上の問題としても、キムリッカの中には、例えばカール・レンナーやオットー・パウアーといった重要なオーストリア・マルクス主義者の構想が、すっぱり抜け落ちているようである⁷⁵。レンナーやパウアーらがハプスブルク帝国で直面したのは、「階級」の問題よりも民族・言語問題が深刻であるということであった。しかも民族的指標によって領土的境界線を引くことはきわめて困難であり、そこから彼らが構想し、東欧からロシアの諸民族運動、また民族問題に直面した社会主義政党から自由主義政党にも影響を与えた「民族的文化自治」は、母語教育のような言語自治に関して「属人原則」をも重視した（一種の団体自治）⁷⁶。これは、言語や文化の事項について、国家あるいは領域単位の政府ではなく、公法団体として組織された各民族の自治にまかせるという構想である（ただし、ソ連では理論上否定された）。キムリッカの理論では、民族的少数者の権利のあり方は、どちらかというところ「属地原則」に立脚してい

74 *Ibid.*, p.71. 邦訳、105頁。

75 Otto Bauer, *Die Nationalitätenfrage und die Sozialdemokratie, Werkausgabe*, Bd.1, 1975. 邦訳、オットー・パウアー（丸山敬一・他訳）『民族問題と社会民主主義』（2001年、御茶ノ水書房）。関連研究としては、上条勇『民族と民族問題の社会思想史：オットー・パウアー民族理論の再評価』（梓出版社、1994年）／矢田俊隆『ハプスブルク帝国史研究』（岩波書店、1977年）／Uri Ra'anan, Maria Mesner, Keith Armes and Kate Martin, *State and Nation in multi-ethnic society* (Manchester University Press, 1991)。

キムリッカの著作『マルチカルチュラル・シティズンシップ』の中でオットー・パウアーの名は、注の文献参照の際に一度登場してくるのみで（第4章の注24）、内実については触れられていない。

76 M.N.Guboglo, *Natsional'no-kul'turnye avtonomii i ov'edineniia*, Tom1-3, Moskva, 1995.

るため、ほとんど捨象されているのかもしれない。あるいは「民族的文化自治」のような形態が、属地的な自治と違って、欧米国民国家において明確な形で現れていないがゆえに捨象されているのかもしれない。しかし「民族的文化自治」は現代の多民族・多言語国家において部分的に原理として取り込まれてきたので（ベルギー、ロシア、エストニアなど）、決して瑣末な思想史上のエピソードの問題として通りすぎることはできないであろう。

次に、キムリッカは、社会主義の伝統における民族的少数者の権利への消極性という問題について、次のように指摘している。

この消極性をもたらしている理由の一つは、社会主義者が、文化の差異について、文化的アイデンティティは社会主義実現のための政治闘争を促進するのか、それとも妨げるのかといったことしか問わず、狭い政治的見地からしか考えない傾向にあるということである。そして、たいていの社会主義者は、エスニック・アイデンティティや民族的アイデンティティが、政治上の障害物であると思いこんできた⁷⁷。

文化の差異やアイデンティティが、社会主義の伝統においては「政治闘争」あるいは「政治的見地」からはかられるというキムリッカの批判的分析は、次に、「しかし実際には、社会主義者は、文化的アイデンティティに訴えることが権力の掌握または維持に役に立つときにしばしばそれを行ってきた」という分析に推移する⁷⁸。この場合、キムリッカの念頭にあるのは、いうまでもなく崩壊したソヴィエト社会主義体制である。ソ連の民族言語政策について、キムリッカは、「文化的アイデンティティの価値についての理論的基礎が全く欠けていた」、「多様性を包容しようとする社会主義者の試みは、多くの場合にその

77 Supra, note 11, p.71. 邦訳、105頁。

78 Ibid., p.72. 邦訳、106頁。

場限りのものであり、結局は首尾一貫しないものとなってしまった」。「民族的アイデンティティとは、単に、共産主義革命の内容で満たすことのできる空っぽの器にすぎないのである」。「(スターリンの“形式は民族的に、内容は社会主義的に”、という教義に体现される) 戦略は、社会主義の実現を促進するという点でも、少数者の文化を尊重するという点でも、失敗に終わった」という分析を示している⁷⁹。これは、一見したところソ連が解体したことを整合的に説明しているかのようである。

キムリッカは、「社会構成的文化」に世俗的ナショナリズムに立脚した自治の基盤を見出しているが、当のソヴィエト社会主義が民族政策の分野で担った課題は、まさに民族ごとに「社会構成的文化」を創出し⁸⁰——民族語学校設立、その言語の地域的公用語化、民族語出版物、文章語の創出、少数民族の幹部登用など——多くの民族がその地で「多数派」になるように国家体や領域的な自治形成体を樹立することである。このことは、「マルクス主義では民族的利益が経済や階級の論理に従属させられている」という自由主義者がよく用いる言説にむしろ反するものである。

また、ソヴィエト政治史の塩川伸明も指摘しているように、ソ連では一種の「アファーマティブ・アクション」などがとられると同時に、「そのこと自体が新たな矛盾を生み出した」あるいは「そもそも格差是正的政策をとろうとする際につきまとう内在的な矛盾」があったという、ある種の普遍的問題の方がむしろ重要だろう⁸¹。

このことは特に言語の問題について言える。社会言語学でいう「言語計画」language planning は、ソ連において1920年代以降、諸民族の母語の権利保

79 Ibid., p.72. 邦訳、106頁。

80 ただし、この場合の「社会構成的文化」とは、キムリッカの語法でいうと、「反自由主義的」な社会構成的文化であると言える。

81 塩川伸明『現存した社会主義』(勁草書房、1999年)、240-241頁。

障に関わる「現地化政策」Korenizatsiia や「言語建設」Iazykovoe stroitel'stvo という形で遂行された。例えば、ウクライナ共和国では、帝政時代以来ロシア語化されていた都市におけるソヴィエト諸機関や学校においても、「民族自決権」の名の下で「ウクライナ語化」が一時期目指され、ロシア語を用いる従業員や職員のウクライナ語取得が要請されていた⁸²。しかし、組織的な抵抗にあったとも言われる。急進的な「ウクライナ語化」から穏健なロシア語・ウクライナ語の二言語主義にシフトしていくと、今度はそれが民族主義者にとって事実上「ロシア化」へのシフトのようにみなされる。ウクライナ語は帝政時代に「小ロシア語」と呼ばれて、ツァーリズムの下ではロシア語の「方言」とみなされていて、ベラルーシ語やロシア語と親近性がある。ロシア語とウクライナ語の中間のような言語を話している人もいる。ロシア語とウクライナ語の親近性を強調し過ぎると、それは事実上「ロシア化」のイデオロギーになってしまう場合もあり、反対に、その違いを強調しようとするスターリン時代には「ブルジョア・ナショナリズム」として批判される。これらの例は、社会主義特有のイデオロギー上の問題がからんでくると同時に、民族間の格差是正や実質的平等政策をとろうとする際に遭遇する様々な困難さを示唆している。

また、いくつかの民族共和国や自治共和国で、ロシア語系住民の流入により、地元の民族の比率が低減した。そして、ロシア語が「民族間交流語」という中立的装いを伴ってヘゲモニーを増していくなどの新たな矛盾が形成され、「社会構成的文化」の享受の度合は民族ごとに異なっていた。ベレストロイカ以降、ソヴィエト社会主義が創出した多民族連邦制や、その下での言語の細分化に対応した民族的アイデンティティを土俵として、対立や紛争が激化していった。ベレストロイカ時代に、各民族共和国で「言語法」の採択が相次いだ、これ

82 この問題については、中井和夫『ソヴィエト民族政策史：ウクライナ1917-1945』（御茶ノ水書房、1988年）を参照。

は形骸化していた民族的平等に際して、新たに立法によって、キムリッカのいう「対外的防御」を言語に関して設定したものである。

一方では、ソヴィエト社会主義はローカルなナショナリズムを「抑圧」したともいわれるが、他方でソヴィエト社会主義において、多民族性や民族的平等が常に理論および公式路線として強調され、ソヴィエトの諸民族の言語的多様性が賞賛され、身分証明書に民族籍があったり、国勢調査で常に民族比率や母語保持率が統計化されていたりしたため、「民族」が、ある意味で物象化され続けていた。そして、そのことが民族対立の構図の一因になったとも言える。晩期ソ連の民族問題は、ソヴィエト連邦制の下で民族というファクターが「軽視」されていたから起きたというのみならず、それがあある意味で「制度化」されていたことによって生じているという両義的な見地から計られなければならない。

したがって、問題は、社会主義（この場合、ソヴィエト社会主義体制）における民族的少数者の差異やアイデンティティの考慮が、単に戦略的役割以外の枠を出ないものであったということや、理論的基礎を欠いていたということよりも、言語や民族の差異を細分化してきた諸制度や、そのことをめぐる壮大な理論（N. マルの言語学理論やそれに対するスターリンの介入、後のソヴィエト民族学の「エトノス」理論など）が、当初、予想していなかったような問題を後に作り出していったということではないだろうか。もちろん、それらの諸理論が首尾一貫しているわけではない。もとより、思想や理論の次元に限定して考えても、社会主義（あるいはマルクス主義）もリベラリズムも、民族的少数者に関する何か首尾一貫した理論を有しているわけではない。

キムリッカは、「社会主義の伝統における少数者の権利」に関して、理論・思想、運動、体制という複合的な側面からとらえている。しかしキムリッカはいくつかの理論、事例から「以上のように、様々な理由から、社会主義の伝統は一般には少数者の権利について反対してきたのである」という単純な結論を

導きたがるようである。

もっとも、キムリッカが少数者の権利問題における社会主義とリベラリズムの位置付けの際に、両者に共通した問題として「国民国家」の問題を引き合いに出していることは正当であると思われる。つまり、往々にして、一方で社会主義が民族的少数者の権利に冷淡であるとされる場合、社会主義が国境を超える労働者階級の団結を優先させる「国際主義」であるからとみなされ、他方でリベラリズムが民族的少数者の権利に冷淡であるとされる場合、リベラリズムがあまりにも「抽象的個人主義」であるからとみなされることについて、いずれも説明として役に立たないとキムリッカは言う⁸³。キムリッカによると大部分の社会主義者は、多くの自由主義者と同様、国民国家のモデルで考えてきたのであり、集団別権利に反対する理由を「国際主義」から説明したり、「抽象的個人主義」から説明したりすると、真の状況が隠されてしまうという。

このことは、20世紀の両陣営に関して重要な側面をついているであろう。リベラルな社会も、支配的な「社会構成的文化」を基盤とする国民国家の内部で存在し、そうした社会は必ずしも文化や言語の多元性に対してリベラルではなかった。ソ連のような「多民族連邦国家」もまた、事実上の単一国家の下で特定の民族的・言語的ヘゲモニーを優越させた国民国家化の傾向を強めていった。東欧では、第二次世界大戦後の社会主義政権が、むしろ「国民化」を遂行し、少数民族・言語問題は、大戦間期にくらべると封印されていた（ブルガリアのトルコ系住民の問題や、ルーマニアのハンガリー系住民、その他東欧諸国のドイツ系住民問題など）。第三世界においては社会主義がナショナリズムを形成、鼓舞した。ウォーラステインが、ウィルソンの民族的自決のオルタナティブも、レーニンの民族的自決のオルタナティブも、20世紀において、同様に「国民的」な発展という課題に帰着していったということを論じている

83 Supra, note 11, p.73. 邦訳、109頁。

が⁸⁴、民族的・言語的少数者の境遇については、体制の違いが決定的というよりも、「国民国家」というモデルおよびシステムに孕む問題であった。

ただし、ソヴィエト社会主義体制において「人権」が公認されていなかったという事実は民族問題に影をおとしていた。一方でパターンリスティックな諸民族平等化政策が何らかの形で行われていたにせよ、諸民族の活動の自由、結社の自由はきわめて制限されていたからである。その意味でも、先述した「民族的文化自治」がベレストロイカ以降のソ連やその後の独立諸国で復興したことは、それが民族・言語問題改善の万能薬ではないにせよ、まず、それが単一国家や連邦制⁸⁵の枠では十分実現できないような民族的・言語的少数者の権利保障という意味で、次に、個人の自発的なアイデンティフィケーションによる市民社会における民族的自由という意味で、重要な問題を提起している。

さらに興味深い問題は、巨大な多民族国家である中国の行方である。中国も旧ソ連と同様に、その社会主義的イデオロギーゆえに「人権」は公認されていない。その代わり、憲法で保障された「公民の権利」として、各民族が自己の言語および文字を使用かつ発展させる権利を有する。この問題について、法哲学者の桂木隆夫は、「中国の少数民族の『言語権』の基本的根拠となっている社会主義イデオロギーないし社会主義初期段階論と西洋法的な言語権の考え方との関係をどのように考えるか」、「『言語権』は将来においてどのような新たな根拠に基づいて保護されうるのか、それは西洋的な言語権の考え方なのか、あるいは西洋的な言語権の考え方でも社会主義イデオロギーでもない何か別の考え方なのか。またそのような新しい考え方を果たして中国内部に求めること

84 イマニュエル・ウォーラーステイン『アフター・リベラリズム』（藤原書店、2000年）。

85 例えば、現代ロシアの連邦制には非ロシア系諸民族の名称を関した共和国（タタリスタン、バシコルトスタンなど）や先住民などが居住する自治管区といった連邦構成主体があるが、現地で当該民族が多数派をなしているとは限らず、言語的にはロシア語が事実上優位である場合が多い。

ができるのか」という問いを発している⁸⁶。

人権を「虚偽」とみなし、権力による「実質的保障」の論理を立てていた社会主義国の権利論は、確かに民族的少数者のアファーマティブ・アクションや諸々の物質的手段の保障に適合的であると同時に、対国家的権利の視点が弱まり、政策も、その時々路線など権力の裁量に抛りやすいことは旧ソ連も経験してきたことである。また理念（イデオロギー）と現実との乖離ということも、しばしば取り沙汰される。ただし、中国が「民主化」し、立憲主義や人権原理をとり入れた場合、桂木も指摘しているように、そのことが即、少数者の権利尊重を意味するとは限らない⁸⁷。

社会主義イデオロギーと西洋法の観念は、ある種の連続面もある。それは単線的な連続ではないが、人権批判や「実質的保障」といった論理は、非西洋法圏のソ連や中国だから出てきたというよりも、元々、市民革命の帰結に幻滅した19世紀の西洋の社会主義者や、「形而上学」や「観念論」を批判する実証主義者の間で流行っていた議論でもある。

なお、ソ連解体後のロシアにおける「言語権」の位置付けについては、人権的な側面と、旧ソ連に由来するような「実質的保障」の側面とが混在している。つまり、教育言語の選択権や個人の民族的アイデンティティの表明の自由などを人権としてとらえる側面と、なおかつ、国家が一定の母語教育を保障し少数言語の保護を実施するという側面である⁸⁸。中国が、もし人権原理をとり入れ

86 桂木隆夫（編著）『ことばと共生』（三元社、2003年）、145頁。なお桂木の問題提起は、同書所収の金光旭「中国における少数民族言語使用に対する法的保障」に対する応答になっている。

87 同前、146頁によると、「仮に将来、共産党政権が崩壊してそれに代わって漢民族主体の民主主義的な政権が樹立された場合」に関して、桂木は「その民主的政府が、多数決原理の名の下に多数派である漢民族の利益を主張して、多大なる財政的負担を伴う少数民族の保護政策を廃する可能性がないとはいえない。」と指摘している。

88 ただし、そのような原理原則がとり入れられることと、それがどの程度、実効的に保障されるかどうかは、別問題である。旧ソ連諸国の憲法においても、建前上は民族的少数者の「言語権」は尊重されているが、同化の圧力も強い。

ていく場合、結局、そうした路線に落ち着くのではなからうか。ただし、中国が「民主化」した場合、いくつかの国に分裂する可能性も排除しきれない。中国は、ソ連のように形式的には「主権」という冠が付いていた民族共和国による連邦制という形態をとっていないものの、いくつかの自治区が分離独立を希望するか、もしくは漢民族の間でも内紛が起こるかもしれない。旧ソ連や中国は、それ以前の「帝国」の領域を継承してきたからでもあり、それを国民国家的な立憲民主主義に立脚して統治することはきわめて困難だからである。

7. 批判的社会理論と言語問題の分析——「文化資本」としての言語——

理論の次元でいえば、社会主義やマルクス主義、批判的社会理論の系譜から発展してきた分析のツールは言語問題を分析する際に有益である。キムリッカが指摘していたような、社会主義が文化の差異やアイデンティティについて、「狭い政治的見地からしか考えない傾向がある」という側面については、「狭い」か否かはともかくとしても、文化や民族のアイデンティティがもともと政治的なものであることにはかわりはない。

ナショナリズム研究、文化研究においては、多くの場合、B. アンダーソンの『想像の共同体』が頻繁に引用、参照される⁸⁹。「ネーション」が国語形成

89 ベネディクト・アンダーソン (白石隆・白石さや訳)『想像の共同体』(リポート、1987年)。「想像の共同体」というキャッチフレーズは、しばしばネーション=幻想の共同体というようなイメージを喚起するが、アンダーソン自身は、人々が知的訓練によってナショナリズムの「幻想」から脱却することができるなどとは安易に考えてはいなかったようである。というのも、アンダーソンは、ナショナリズムが「もともと存在していないところに国民を発明することだ」というE. ゲルナーの議論について次のよう言っているからである。「ゲルナーの規定は、少々過激であっても、実はわたしと同じことを言っている。もっとも、この規定の欠点は、彼がナショナリズムとは偽りの仮装であると言いたいあまり、「発明」を、「想像」と「創造」にではなく、「捏造」と「欺瞞」になぞらえたことにある。そうすることで彼は、国民と並んでそれよりももっと「真実」の共同体が存在するのだと言おうとする」(同書、17頁)。わ

などによる「想像された」imaginedものであるということ、そして、そうであるがゆえに「ネーション」は所与のものではなくて構築していくものであることは、例えば、J. G. フィヒテ、E. ルナン、C. シュミットのような近代以降の最も政治的な「ナショナリスト」の諸議論の中に伏在していた。フィヒテは、当時のドイツが統一国家の体をなしていなく、また諸地域の方言の差異が激しかった状況の中で「ドイツ国民」を作ろうとした。ルナンは「国民とは日々の人民投票である」といった。シュミットは、ブルジョアリズムを批判して民主主義にとっての必要条件としての「人民の同質性」を強調した。いずれの論者もある種の人民主権論者であり、「デモス」としてのネーションは進歩的にも反動的にもなり得る。

ただし、ここでの問題は、ナショナリズムを可能にする出版資本主義の問題である。

文盲の貴族はなお貴族として振る舞うことができた。しかしブルジョアジーはどうであろうか。比喩的に言えば、それは、きわめて多くの複製によってはじめて一つの階級として立ち現れた存在であった。(中略)かれらは出版語によってかれら自身の数千の同類の存在を一般的にありありと心に思い浮かべるようになった。というのは文盲のブルジョアジーなどというものはまず想像できないからだった。こうして、世界史的観点からすれば、ブルジョアジーは、本質的に想像を基礎として連帯を達成した最初の階級であった。しかし、ラテン語が俗語出版資本主義によって打倒されてからすでに2世紀にもなろうという19世紀のヨーロッパでは、こうした連帯は俗語の通用する範囲の限界いっぱいまで達していた⁹⁰。

われわれは、ネーションやナショナリズムを単に「捏造」や「欺瞞」とみなすにはあまりにも多くの「ナショナル」な物質的基盤や制度に支えられすぎている（「国語」や新聞、「世論」、国会選挙、主権、憲法など）。

90 同前、133頁。

近代におけるナショナルな空間は、俗語の勝利（日本では「言文一致体」の成立）と共に、読み書きできるブルジョア層によって担われたが、そのことを別の側面からハーバーマスは、「市民的公共性」あるいは「公共圏」の成立として論じ、そこでは印刷技術の普及によるメディアの発達と「公衆」「公論」の成立との不可分の関係が明らかにされている⁹¹（ただしハーバーマス自身は『公共性の構造転換』の中で市民的公共性とナショナリズムの成立との関係を自覚的に論じているわけではない）。「公衆」とは近代のネーションの先進的部分であり、「公論」とはナショナルな空間で展開される言論であった。ハーバーマスは、18世紀にライプツィヒで創立された「ドイツ語協会」に触れ、「このような団体や会議所やアカデミーは母国語の愛護に意を用いたが、それは母国語が今や人間としての人間の間相互理解の媒体としてとらえられたからである。ここで市民たちは、社会的ヒエラルヒーの境界をこえて、社会的名誉はあるが政治的には実力のない貴族たちと、『単なる』人間として会合するのである」と言っている⁹²。むろんこの段階においては、「市民」の間にプロト・ナショナルな衝動のようなものが内在していたわけではないが、後にナショナリズムは、人民主権的な革命的要素を内在させるとともに、「市民社会」の発達によって支えられることによって、社会を国民化していくことになる。ヘーゲルがみなしたように、欲求の体系としての「市民社会」bürgerliche Gesellschaftの位相は、経済的諸関係を示すものとされ、それはマルクスにも受け継がれたが、グラムシにおいては、「市民社会」は、イデオロギー的、文化的諸関係の総体であり、そこでは「市民社会」が、学校やメディアなどを通じて浸透する国語の共有が展開される重要な空間となる。国語の強制は、単に

91 ユルゲン・ハーバーマス（細谷貞雄・山田正行訳）『公共性の構造転換』（未来社、1973年）

92 同前、54頁。

公権力によって上から強制的になされるのではなく、「市民社会」の中に浸透する知的・道徳的支配の展開におけるヘゲモニーとともに可能となったであろう。

こうした問題は、E. バリバルとI. ウォーラーステインによる一連の研究によって深められた。そこでの彼らの研究は、理念としての資本主義（あるいは純粋資本主義）のロジックではなくて、「史的システムとしての資本主義 historical capitalism」における中核／半周辺／周辺構造の中で、社会構成体が他ならぬ国民的形態をいかにとるのかということに関しての問題である⁹³。その際、バリバルが「社会の国民化」のプロセスの中での言語と抑圧との関係について触れている。

バリバルによると、エスニシティが創出されるのは——しかもそれがあたかも自然な起源として現れるのは——言語と人種によってであるという。これらが、「歴史的住民の存続に意味をあたえ、その偶発性を乗り越える」⁹⁴。

その際、重要なことは、「なぜ言語共同体がエスニシティを創出するのに十分でないのか」というバリバルの提起であろう。それは、バリバルも認めているように言語によるアイデンティティの構築が「開かれている」からでもある。少数言語住民の言語の乗り換え、バイリンガリズム、マルチリンガリズムによって言語共同体は拡張する。言語共同体は、一方では、開かれているものの、他方では、「言語共同体が特定の民族（ピープル）の国境と結びつくためには、閉鎖の原理または排除の原理といった特殊な補足が必要なのである」（バリバル）。そしてそのような原理が「人種」である⁹⁵。

ここでいう「人種」は、むしろ、前近代の「氏族」や「種族」といったものではないし、生物学的な実体でもない。それはナショナリズムから生じつつ、

93 エティエンヌ・バリバル、イマニュエル・ウォーラーステイン（若森章孝／他訳）『人種・国民・階級』（大村書店、1997年、新装版）

94 同前、175頁。

95 同前、178-182頁。

ナショナリズム補完し、強化することに貢献する差異主義的な規範である。ナショナリストにとって、自国民はすでに「選民」として措定されているというイデオロギーからもわかるように、近代の人種主義的イデオロギーは、独特の仕方で国民共同体を閉じていき、「真の国民」を作り上げる⁹⁶。ただし、そう言うだけではまだ不十分であり、人種主義的なイデオロギーに彩られた差異の規範は、単に他者を排除するのみならず、周縁部を支配し包摂していく過程で、ナショナルな領域を拡大し、周縁的なものにスティグマを与えていく。

以上のことから、「言語」と「人種」の両者の補完関係はどのように関係付けられるべきか。

言語共同体への帰属は（とりわけその帰属が学校制度によって媒介されているために）形式的には平等であるとはいえ、階級的差異とほぼ一致している分割や差異主義的規範（normes différentielles）をただちに再創造する。ブルジョワ社会に学校教育が普及するにつれて、言語能力の差異（それゆえ文学的・「文化的」・技術的能力の差異）は次第にカースト的差異として機能し、諸個人にさまざまな「社会的運命」を割り当てるようになる。このような文脈では、言語能力の差異がただちに身体の習慣的行為＝ハビトゥス（ピエール・ブルデューの用語）の諸形態と結びつくとしても、少しも不思議ではない。身体ハビトゥスは諸個人の個性的で普遍化できない行為である話すという行為に人種主義的ないし準人種主義的な傷痕（スティグマ）機能を

96 むろん、「ナショナリズム」と「人種主義」（レイシズム）を区分することによって、「健全な」ナショナリズム（善）、「排他的な」人種主義（悪）という判断を導き出すこともできる。しかし、国家統合、国民統合、民族自決のナショナリズムは、何らかの形で「人種主義」を伴うことを歴史は示してきた。フランス革命は身分としてのユダヤ人を解放したが、後のドレフェス事件にみられるようにユダヤ人は「真の国民ではない」とみなされた。そのような「人種主義」は、「健全な」ナショナリズムからの逸脱であろうか、それともナショナリズムに内在し、常にナショナリズムを何らかの形で補完するものなのだろうか。

付与するのである（しかもハビトゥスは「階級の人種主義」の表現のなかでつねに重要な位置をしめているのである）。例えば、階級の人種主義の表現として、「外国人特有」あるいは「地域的アクセント」、「庶民的な」話し方、言語表現の「誤り」、あるいは話手の特定階層への所属を即座に示すと同時に家族や出自や遺伝的能力の反映として解釈される見せびらかしの「矯正」などがある。それゆえ、エスニシティの創出とは、言語の人種化であり、人種の言語化にほかならない⁹⁷。

同一言語による国民統合は、まさにそれが完全には達成されないという意味において——方言や少数言語の私的・社会的領域での存続や継承など——言語の人種主義的序列化を形成し、そうした序列が人々の中でも内面化されていた。パリバールが触れているP. ブルデューに関しては、日本では宮島喬が「文化資本」、「言語資本」、「ハビトゥス」という概念をもとに、言語に起因する不平等の社会学的分析を行っている⁹⁸。ロールズにならって言った（自尊と基礎となる）「社会的基本財」としての言語は、別の側面からすると、場合によって諸個人にとって「言語資本」（広義では「文化資本」）でもあり、とりわけ多言語社会においては社会的昇進、雇用の機会に関わってくるものである。かつてのケベック州でも、都市の英語系支配層が産業を把握し、主に農村部に居住するフランス語住民の所得が低かったこともあって、フランス語およびその文化は北米において、劣位の「言語資本」、「文化資本」であったであろう。ところが、フランス語憲章制定以降、その境遇は一定の改善をみた。

キムリッカのいう「社会構成的文化」も、前述したように、一定の領土的基盤をもつ近代的・世俗的な都市文化をもつネーションをモデルにして、そこから移民などの「エスニック集団」を分けているため、そうした分類は、「文化

97 同前、187-188頁。

98 宮島喬『文化と不平等』（有斐閣、1999年）

資本」、「言語資本」の優劣に対応している。多数派と対峙しつつ「社会構成的文化」を自治によって強力に維持しようとする言語的少数者は、単に当該言語を文化遺産として保護するのみならず、生産および労働、消費の領域における任意の言語のステータスを、ある一定の方向に導くことによって「言語資本」から得られる価値を増加させることができる（ただし歴史的な民族的少数者でも、「社会構成的文化」を十分に維持できない場合、多数派への同化が起こりやすい）。移民の場合——「エスニック集団」というよりもむしろレイシズムの標的になりやすい「エスニック化された集団」というべきであるが——移住先の社会において出身国の言語や文化を「資本」としてそこから価値を増殖させていくことは困難なため、周辺的な労働に甘んじるケースが多い。反対に、移住先の多数派言語を身につけ、さらに学位や専門技能の取得に転化させていく場合は、その限りではない。

このように、諸言語の権力関係や不平等の問題は、今日、労働力の移動が顕著になる「グローバル化」してきた資本主義の問題とますます関連していく。

「知識資本」が説かれる今日、一般的に英語の「言語資本」としてのステータスが最も高いことは言うまでもない。「言語資本」としてのステータスは、その「使用価値」というよりも「交換価値」によって決まる。英語は、一定の領土を越えて、多国籍資本や情報ネットワークと同様、ますます脱領土化しているところにその「グローバル」な性格がある。それに対して、最近、非英語圏の諸国で採択される言語関連立法は、行政領域のみならず商業領域においても英語の語彙の浸透、氾濫を、「公益」あるいは「消費者の権利」、「文化産業の保護」の見地から規制し、「国語」を保護するという目的をもつ場合がある（そのモデルとなっているのは、フランスの「トゥーボン法」である⁹⁹）。つま

99 トゥーボン法の詳細については、加治木美奈子・岩谷朝世・柏倉康夫・浅松絢子「国家による外来語規制——フランス語の使用に関する1994年8月4日法律の成立にみる——」（『NHK放送文化調査研究年報』第40集、1995年）を参照。

り国家が、何らかの形で市民社会領域における言語流通に介入してくるという意味で、言語に関しても国家は「社会国家」的な役割を果たそうとするのである。むしろ、「国語」だけを保護の対象とし、一定の領域における使用の義務性を課すことは、その国の言語的少数者の権利を侵害しているともみなされ、憲法審査の対象となることもある¹⁰⁰。

近年、徐々に明らかになりつつあることは、「国語」や少数語の保護主義がむしろ共通語としての英語の地位を良かれ悪しかれ高めていくということである。ハーバーマスは、EUの複数公用語制に端を発しつつ類似のことを指摘している。

現在の15カ国からなる欧州連合の枠内では、13の異なる公用語がある。このことは、一見すると、すべての者に共有される政体を形成する際のやっかいな障害になる。欧州連合機関の複数公用語制は、すべての国民文化の平等な尊厳と統合性を相互承認するために必要である。しかし、この法的保障のヴェールの裏で、当事者間が共通の語彙を欠く場合にはどこでも、対面的レベルでの活動言語として英語を用いることがますます容易になる。このことは、今や従来以上の規模で事実上生じていることである。オランダやデンマーク、ノルウェイあるいはスウェーデンのような小国がよい例であるが、すべての住民に学校で英語を第二の「第一」言語として広める正式の教育をなし得ている¹⁰¹。

となると、もはやこれは古典的な「帝国主義」の隠喩による「言語帝国主義」Linguistic Imperialism——軍事的、植民地的支配の結果としての宗主国の

100 トゥーボン法の一部違憲判決の問題については、同前、付属資料を参照。

101 Jürgen Habermas, Why Europe Needs a Constitution, *New Left Review*, 11/2001.

言語の拡大——ではなくて、ポスト帝国主義段階における英語をリング・フランカとする「帝国」Empireである¹⁰²。多言語主義や「言語権」を論じる者にとって、それと同じくらいに関心の対象となる問題が、まさに「共通語」の問題である。もともと「国語」自体が、ある種の「共通語」として形成されたものであった。また植民地支配においては宗主国の言語が、植民地における「共通語」としての役割を演じた。一時期、エスペラント語が世界の共通語として夢見られたこともあった（エスペランティストの多くは、同時に多言語主義者でもある）。現在、英語が、事実上、グローバルな「帝国」の共通語であることと——かつて中世のヨーロッパでラテン語が、アラブ世界でアラビア語が、アジアで中国語がそうであったように——その下での多言語主義とは、親和的な関係があるのであろうか。それについては、以下に諸議論において必要に応じて触れるであろう。

8. 「言語的人権」のアクティヴィズム——「市場」批判と「言語エコロジー」——

言語権を人権の見地からとらえる際、社会言語学者のT. スクトナブ＝カンガスは、『言語帝国主義』の著者であるR. フィリプソンらと共闘しつつ、「言語的人権」linguistic human rightsという概念を練り上げ、母語教育の重要性から発しつつ、言語と不平等の関係についての総体的・批判的な議論を展開

102 ポスト帝国主義段階の「帝国」という問題提起は、マイケル・ハートとアントニオ・ネグリの近著『帝国』でなされた。その場合の「帝国」とは、ポスト冷戦時代に唯一の超大国となった米国が「帝国」として同視される議論と異なって、むしろ国際機関や諸国家の総体としての「帝国」のことであり、そこでは必ずしも「帝国」の「中心」や実体があるわけではないところに議論の特徴がある。ただし、本書は、クリントン時代に執筆されたものであり、その後のブッシュ政権の単独主義に関して、著者達は、部分的に視点を修正している。Michael Hardt, Antonio Negri, *Empire* (Harvard, 2000).

している¹⁰³。彼女らが「言語的人権」というテーマを真正面からとりあげている以上、本来ならば、そうした仮説、理論を範例として真っ先にとりあげるべきかもしれないが、スクトナブ＝カンガスを中心とする「言語的人権」の議論の方向性は、以下で論じるように、ある種のラディカルな側面をもち、独自の視角を強めているので、ここでは議論を深める過程で検討するのがよいと判断した。

まず、スクトナブ＝カンガスやフィリップソンは、「言語的人権」という見地から発言していることから、いくつかの法的な議論をしている。例えば、「言語的人権」が奪われることは、公正な政治的代表、公正な裁判、教育への権利、知る権利、言論の自由などの人権を妨げる、といった形で、「言語的人権」と基本的な人権、市民権との関連を示している。また言語的人権は個人的権利の次元と集団的権利の次元の両者を兼ね備えていて、母語で教育を受ける権利などの局面は個人的権利であるが、属地的自治（領土自治）や属人的自治（文化自治）は、権利の要求者や享受者が集団的であり、そのメンバーシップを通して、統治の形態の構造を決定するがゆえに、性質上、集団的権利であるという。しかも個人的な言語的人権と集団的な言語的人権は、互いに双方を前提としていて相補的關係にあり、決して対立しているのではないとみなしている。また、「非差別からアファーマティブ・アクションへ」といった道筋が示され、現状下の法的拘束力のある国際人権法の枠組みは「言語的人権」にとって不十分であることが強調されている¹⁰⁴。

103 Tove Skutnabb-Kangas, Robert Phillipson (ed.), *Linguistic Human Rights* (Mouton de Gruyter, 1995) / Mikólos Kontra, Robert Phillipson, Tove-Skutnabb-Kangas and Tibor Várady, *Language: A Right and Resource* (Central European University Press, 1999).

104 "Introduction" in *Linguistic Human Rights* (Supra, note 103). このような視点は、すでに触れた国際人権法学者のフェルナン・ド・ヴァレンヌとアブローチの仕方が異なる。ド・ヴァレンヌは、スクトナブ＝カンガスと異なって既存の拘束力ある国際人権法規範から言語的な権利を導き出そうとし、必ずしも「非差別からフェー

このように、スクトナブ=カンガスらの「言語的人権」という概念は、そのような人権が広く国際的に認知されているという意味ではなく、むしろ十分に認知されてこなかったがゆえの歴史的な言語的不公正の蓄積を批判する際の理論的・思想的足場である。キムリッカのように「マルチカルチュラル・シティズンシップ」という概念設定の下での歴史的な民族的少数者や移民の権利様態を相対的に区別するという現実主義的なモデル化と違って、スクトナブ=カンガスの「言語的人権」は、より理念的、批判的な理論である。

スクトナブ=カンガスの議論は、色々な角度からの検討が可能であろうが、示唆に富むことは間違いない。スクトナブ=カンガスの議論の大事なポイントの一つは、「言語的人権」を、何か孤立した「文化的」権利のカatalogueとして抽出したにとどまらず、政治的・社会的・経済的不公正との関連で論じたところにあるだろう。しかも、彼女は「高次の社会的正義の達成」ということを「言語的人権」との関わりで主張している。このように、スクトナブ=カンガスの議論の枠組みは、既存の法的言説の枠にとどまるのではなく、システムの総体的批判という方向にシフトし、そうした方向性は、環境倫理的視点を織り交ぜたラディカルな批判的社会理論の系譜に位置づけることができる。

その際、スクトナブ=カンガスが、しだいに強めていった独自の視角とは、動植物の「生物的多様性」bio-diversityと「言語的多様性」linguistic diversityの関連である¹⁰⁵。「生物的多様性」と「言語的多様性」の関連性を議論するのは、スクトナブ=カンガスに限らず、例えば彼女も挙げているD.ハー

マティブ・アクションへ」といった方向性をとらないからである（このことは、ド・ヴァレンヌがアフーマティブ・アクションに反対しているということではない）。強いていうと、ド・ヴァレンヌは、ある意味で「法学者」的、すなわち、実定法に依拠した手堅い議論をしているということになる。

105 Tove Skutnabb-Kangas, *Linguistic Diversity, Human Rights and the "Free" Market, Language: A Right and Resource* (Supra, note 103): / トーヴェ・スクトナブ=カンガス（本村護郎編訳）『言語権の現在 言語抹殺に抗して』（三浦信孝・糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店、2000年）。

モンやL. マーフィといった論者がいる¹⁰⁶。ハーモンの仮説は、生物種のきわめて多様な国と言語のきわめて多様な国はかなり一致しているということである。マーフィも、「生物的多様性」と「言語的多様性」とについて、単なる類推や比喩としてではなく、その内的関連性を論じている。これらの論者に共通しているのは、危機に瀕した「生物的多様性」を救うことと連動しつつ、危機に瀕した「言語的多様性」を救うことが、道徳的なインペラティブであるということである。

こうなると、スクトナブ＝カンガスやフィリプソンらの「言語的人権」の含意は、単に言語を用いる主体としての人間の権利の尊重はもとより、そのような権利を侵害している環境に対する告発や、失われつつある少数言語それ自体の保護が緊急の課題であるという視点が濃厚に介在しているとも言える。その際、ジェノサイドやエスノサイドといった集団や文化の抹殺の延長上で「言語抹殺」あるいは「言語殺害」linguicideが位置付けられている。

「言語死」という言い方があるが、言語が自ら消滅するかのようにとらえかねないこの表現よりも、「言語殺害」の方が比喩としてはより適切である。なんとなれば少数言語を消滅させることが少なからず支配集団の意図的な政策であったからである。言語的不正は、ある言語が認知を受けず、周辺化され、資源がうばわれたとき、また言語取り替えが個人や集団に強要されるときに起こる。その際に教育制度が果たす役割については世界中でおびただしい記録がなされてきたが、これらに通底するのは言語的少数集団を支配的な言語・文化に同化しようとする政策の存在であった¹⁰⁷。

106 Luisa Maffi, Linguistic and Biological Diversity: The Inextricable Link, Robert Phillipson(ed.), *Rights to Language* (Lawrence Erlbaum Associates, Publishers, 2000). / Luisa Maffi et al., *On Biocultural Diversity* (Smithsonian Institution Press, 2001).

107 ロバート・フィリプソン、トーヴェ・スクトナブ＝カンガス (木村護郎訳) 「言語

「支配集団の意図的な政策」というのは、「言語殺害」をたくらんでいる確信犯的なエージェントが背後にいるという単純な陰謀史観を必ずしも意味しないであろうが、要するに不利な状況にある言語の衰退は自然の成り行きや宿命などではなく、他ならぬ人災だということだろう。そして批判の矛先は「開発協力」や「グローバル化」ひいては「市場」に向くことになる。「開発」や「市場」が、環境破壊を引き起こし、「生物的多様性」を衰退させていくことがあることは経験的に知られている。そして言語に関しても、スクトナブ＝カンガスにあっては、「市場」の論理とそれによる均質な文化の効率性と、民主主義的な多様性とが対立させられている。なおかつ「かつてにも増して諸言語を殺害する積極的なエージェントは、ソヴィエト連邦崩壊以来加速してきた、永遠のグローバルシステムとしての“自由”市場の凱旋である」としているように、近年のグローバル化した（しつつある）市場を「言語的人権」侵害の構造的要因としている¹⁰⁸。

ラディカルな資源の分配なしに人権の向上は望めず、それは「“自由”市場の下ではできない」とするスクトナブ＝カンガスの人権観は、「市場」と人権との両義的な関係という根本的な地平に我々を引き戻す¹⁰⁹。

的不正と言語権」(言語権研究会編『ことばへの権利』三元社、1999年、96頁)。

108 Supra, note 103 (*Language: A Right and Resource*), p.192.

109 フィリプソンとスクトナブ＝カンガスは、先進国の「援助」と人権との関係について次のように言っている；「人権は現在、いくつかの主要な国際的な政治案件において重要な役割を果たしている。旧共産圏諸国や旧植民地諸国に対する西側からの援助は、援助対象国が人権の原則を大枠において受け入れることを条件とする傾向にある。そのような人権原則が民主主義及び「自由」市場の推進のための支柱とされるのである。このような政策をIMF及び世界銀行はアフリカにおいてとってきた。しかし根本的な政治的、社会的、経済的変化が、外発的に強要されるにしろ内発的に生まれてくるにせよ、それが一夜にして導入されえないことはあきらかである。言語政策や少数者政策は援助計画に主要に関与することはほとんどない。このことはアフリカの旧植民地諸国で一般に言語政策の優先順位が低いことと対応している。概して、教育

一方で人権の観念は、近代において、経済外的強制から解放された「市場」における「自由な人格」「契約の主体」という擬制の下で生まれてきたのであり、他方で「市場」の“現実”は、しばしば人権と対立し、現代においては、文化から生命の領域まで、あらゆるものを「資本」の植民地に仕立て上げていく。

例えば、初期マルクスの人間主義的な人権批判では——マルクス固有というよりも、ほとんどヘーゲル左派の影響であるが——「自由という人権は、人間と人間との結合にもとづくものではなく、むしろ人間と人間との分離にもとづいている」という「エゴイズム」、「利己の権利」、「私的所有という人権」批判が展開されている¹¹⁰。これは、「市場」が拡大しつつあった——当時の水準において「グローバル化」しつつあった——局面における“ヒューマニズム”の側からの批判である。

現代において、リベラリズム批判を何らかの形で内包させた共同体主義や、グローバル化批判による言語や文化の多様性擁護は、強いて言えば、ある意味で初期マルクスの視点の変奏の上で行なわれているように思われる。テイラーのような共同体主義者も、初期マルクスのエゴイズム批判や「共同体から分離された個人」、「アトム的な個人」という批判のツールに同調するであろう。またグローバル化がますます資源の不平等な分配を強め、格差を拡大し、環境破壊などにより多くの人々の人権や生存権を侵害しているというのも、私的所有権の一定の帰結に対する告発であり、初期マルクスの視点と類似している。現代における共同体主義や批判理論、グローバル化批判に際して、初期マルクスの視点が受容されやすいのは、やはりその「道徳的」側面にある。

における援助の政策は、土着の言語よりは旧宗主国家語の学習を支援してきた。そしてこのことはエリート及びエリートと結びついた外国の利益を強化するものであった。」（前掲、注107文献、99頁）

110 カール・マルクス（城塚登訳）『ユダヤ人問題によせて、ヘーゲル法哲学批判序説』、岩波文庫、1974年、43-44頁。

しかし、『資本論』のような後期のマルクスにおいては、初期の“ヒューマニズム”は後景に退き、むしろ市場における商品交換が人格の自由や相互承認のイデオロギーによって支えられていて、階級社会を生み出す労働力商品の売買、商品の流通および交換が行なわれている場面が、「真の天賦人権思想の楽園」あるいは「自由、平等、所有、そしてベンサム」とアイロニカルに分析されている¹¹¹。つまり、人権が「エゴイズム」に帰着しているという道徳的批判、「類的存在」の回復といった視点だけでは、何ら資本主義（資本制社会）を超克できないことを悟ったからである。

またマルクスは、資本主義社会に道徳的に憤慨しているのみならず、資本主義による既存の共同体解体のポテンシャルにある種の期待をかけている（つまりマルクスにとって、当時の水準でグローバル化しつつあった資本主義は最悪であると同時に最善であった）。一部のマルクス主義者（エンゲルス、カウツキーなど）の間で少数民族の文化や言語の衰退が好意的にみられ、勢力の小さい言語の擁護などよりも市場と「交通」の拡大による「世界語」や「国際語」（英語や仏語、アラビア語など）の成立が好意的にみられたのも、将来の社会主義的国際文化の基盤としてのポテンシャルを見出したからである。現に、カウツキーは「我々は多言語状態の消滅を遺憾に思う必要は全くない」と言っていた¹¹²。こうした視点は、逆に、現代の共同体主義的な文化や言語の擁護、生物学的＝言語的多様性の擁護者にとって受容しがたいであろう（キムリッカも、そうした文脈で古典的社会主義者が少数者の権利に反対していたという、ある意味で正しいことを言ったのである）。

スクトナブ＝カンガスにみられるような、辛辣な“自由”市場批判あるいはグローバル資本主義批判は、小さな共同体の擁護もしくは国家主権擁護に向か

111 マルクス（長谷部文雄訳）『資本論1』河出書房、1964年、149頁。

112 カール・カウツキー（丸山敬一訳）「民族の解放」（『中京法学』第35巻3・4号、2001年、208頁）

わざるを得ない。また生物学的＝言語的多様性が存続している（主に第三世界の）地域は、資本による共同体の破壊が十分に進行していないような地域であり、それらの多様性が消失していくことを誰よりも憂慮するのが「言語エコロジー」Language Ecology パラダイム（スクトナブ＝カンガス）である。

他方、ひとくちに「言語エコロジー」と言っても、チュニジア出身のフランスの社会言語学者ルイ＝ジャン・カルヴェは、やや異なった角度から「言語エコロジー」*écologie des langues*（邦訳文献では「言語生態学」と訳されている）といった概念を用いる。カルヴェは、同じ種の個体からなる生物共同体としての個体群から、より上位の生態系や生態圏にいたる生物学的モデルを諸言語の共存にあてはめる。そして世界システムの中心には英語という「ハイパー中心言語」があり、その周囲をおよそ10の「スーパー中心言語」（カルヴェの出身地であるアフリカ諸国の宗主国の言語であるフランス語など）が取り囲み、さらにその周囲を100から200の「中心言語」が取り囲み、その次に4000から5000の周辺的な「群生言語」が取り囲んでいるという¹¹³。

言語面でのグローバル化に反対することや少数言語を擁護する倫理は、カルヴェによって「政治的・言語的な適切さ“PLC”」（少数者への偏見などを正す“PC”をもじったもの）に基づくものみなされる。しかもカルヴェ特有の主張というのは、スクトナブ＝カンガスらのように生物学的＝言語的多様性の擁護に向かうのではなく、文字を持たない言語に文字を与えたり、ある言語をラジオや学校に導入したりするといったタイプの介入が「言語生態学のバランスを侵害し、したがって善というよりは悪にならないだろうか」と疑問を投げかけていることである。しかも、そうした言語の保護を主張する人が当該言語の話者（インサイダー）ではなく、“PLC”に駆りたてられた「アウトサイダー」であり、そうした人々は言語生態バランスを崩しかねないことを理解していな

113 ルイ＝ジャン・カルヴェ（西山教行訳）「言語生態学の重層的〈中心・周辺〉モデル」（三浦信孝、糟谷啓介編『言語帝国主義とは何か』藤原書店、2000年、30－31頁）。

い、と批判している¹¹⁴。このように、「政治的・言語的な適切さ “PLC”」という規定自体が、カルヴェにとって皮肉の対象として持ち出されている¹¹⁵。

ちなみにカルヴェ自身は「言語権」を何ら否定しているわけではない。むしろ従来の諸言語共存モデルに基づいた多言語主義に好意的である。ただし“PLC”に駆りたてられた少数言語擁護の「過剰」を疑問視し、グローバル化による英語の拡大に賛成しているわけではないが、かといってそれに抗するあまり少数言語の擁護にまわるわけでもない。その際、カルヴェによると、危険性はグローバル化による少数言語の消滅にあるのではなくて、「ハイパー中心言語」(英語)と「群生言語」という二つの言語レベルから構成されるモデルへと発展し、「スーパー中心言語」あるいは「中心言語」である標準化された国家語が弱体化することにあるという。

危機にある言語の擁護は上位の言語の弱体化を意味することが多い(たとえば、スペインのスペイン語はカスティーリャ語と命名されなおされ、いわば地域語のステータスに引き下げられ、カタルーニャ語、バスク語、ガリシア語といった他の地域語に直面することになった)。これは英語という「ハイパー中心言語」のステータスを強化することになりかねない¹¹⁶。

こうした仮説は、グローバル化とローカル化の同時進行によって、板ばさみ

114 同前、31-35頁。

115 フランス的な文脈では、少数者の認知などを含む「PC」*Political Correctness* というのは批判の対象になりやすい。なぜなら共和主義的な平等概念と少数者の認知というのは、相容れないとみなす傾向が強いからである。また、三浦信孝によると、「フランス語の「共同体主義」(コミュニタリアズム)は、アメリカのリパタリアン(自由主義者)とコミュニタリアン(共同体主義者)の論争の影響もあって90年代に入り使われるようになったが、共和主義者が多文化主義を批判するときに使う蔑称と考えてよい。共和主義者にとって、アングロサクソン系移民国で発達した「サラダボール」イメージの多文化主義は、国民の一体性を破壊するエスニック集団ゲッターの論理なのである」という(三浦信孝編『普遍性か差異か』藤原書店、2001年)。

にあって衰弱する主権国家という分析に類似している。カルヴェの結論は、媒介語としての国家語の機能のために戦うことで、「われわれは諸々の母語に生態学的な救済の空間を保存することができるのだ」ということである¹¹⁷。これはユニークな仮説で、考慮に値するが、ともすると国家語イデオロギーの代弁に帰着することは、容易にみてとれる。

スクトナブ＝カンガスらとカルヴェとでは「言語エコロジー」の意味するところが違う。スクトナブ＝カンガスらによれば、「言語エコロジー」とは、国家による同化の圧力や合理化、市場化やグローバル資本主義によって、恒常的に危機にさらされているのであって、そうではないようなモデルを追及することが大事なのである。しかしカルヴェにおいては、前述したモデルからなる諸言語の既存の「棲みわけ」のバランスを、「介入」主義によって崩すことが「言語エコロジー」を崩してしまい、それは「悪」なのである。

カルヴェの視点をきっぱりと批判したのは言語学者の田中克彦である。

ここに言う「言語の生態」とは何であろうか。「生態」＝エコロジーは本来、「自然」にかかわるものだが、ここでは権力による言語の選別と操作の観念を含んでいる。ここに言う「生態のバランス」のバランスは権力の介入なしには考えられない概念であるから、それに抗して、非帝国言語を「ラジオや学校で用いたい」という権利の主張を否定することを意味するだろう¹¹⁸。

これは確かにまっとうな批判である。そもそも、カルヴェの言う「ハイパー中心言語」（英語）の拡大と少数言語の擁護が、国家語の機能を危うくすると

117 前掲、注114。

118 田中克彦「言語と民族は切り離し得るという、言語帝国主義を支える言語理論」（前掲、注113文献）

いうことは正しいであろうか。例えば、カルヴェが活躍しているフランスでは、いわゆる「トゥーボン法」というフランス保護法があり、EUに加盟する東欧やバルト諸国などで類似の法律が採択されている。これらはグローバル化に対する国家の反応のひとつである。それらが国家語の機能を「正常化」するのだとしたら、カルヴェの望む方向なのであるが、それに比べれば少数派の言語を不利な状態にあるだろう。となるとカルヴェの国家語擁護論はやや過剰防衛的ともいえなくはない。また、少数言語の保護という「介入」主義を批判しつつも、国家語の機能保持のために戦うというカルヴェの言明が、すでに権力の「介入」を間接的に伝えていて、それ以前の諸言語の生態の「バランス」というのも、田中克彦が言うように権力の作用によって形成されてきたものであろう。となると、そもそも「生態系」のモデルを、様々な権力作用によって歴史的に形成されてきた諸言語の階層に用いることは正しいのだろうかという疑問に行きつく。他方、スクトナブ＝カンガスらの「言語エコロジー」も、別の意味で権力の介入を必要とする（放っておくと少数言語が衰退してしまうから）。望ましい「エコロジー」が何なのか、そのためのどのような介入が必要なのかということに関して、両者は分岐しているのである。

ただし、従来のような「国民国家」と「少数民族」という構図と違って、カルヴェのいう＜「ハイパー中心言語」（英語）と「群生言語」という二つの言語レベルから構成されるモデル＞という視点は、グローバル化のある側面を照らしだしているのかもしれない。先述したように、世界レベルでのリング・フランカとしての英語の事実上の地位にみられるように、主権国家は「国語」の存続にも重大な関心を寄せているにせよ英語の拒否や駆逐を目指しているのではなく、今後、「英語とその他の諸言語」という二極構造が支配的になることも予想されるからである¹¹⁹。スクトナブ＝カンガスやフィリプソンも、一方

119 なお、日本でも一時期議論されていた「英語第二公用語化論」とその後の「日本語ブーム」や諸国の国語法制の諸問題については、前掲、注36の拙稿を参照。

では「我々は、少数言語の権利の認知の高まりとともに、「ヨーロッパ」単位の、また地球規模の二層言語状況（ダイグロシア）を経験しつつあるかもしれない」と述べているのである¹²⁰。

9. 諸言語の経済的価値——言語と通貨——

カルヴェの議論においては、「言語エコロジー」のモデルよりも、言語の価値について通貨の比喩を用いている部分のほうが、問題提起としてはおもしろい。通貨の威力はその「交換可能性」による。英語がグローバル言語であること（基軸言語）と、ドルであらゆる通貨を購入できること（基軸通貨）の相関性は、無縁ではないであろう。カルヴェは、「使用範囲が限られた言語は両替不可能な言語ではないだろうか」とし、われわれは、「いわば言語の商品価値をめぐる、言語の証券取引所とでも呼ぶような場にいることが分る」という比喩を用いる¹²¹。このように、カルヴェは言語間の不平等を積極的に容認しているわけではないにせよ、諸言語が「言語はその社会的価値や使用という観点から考えると、本質的に平等でない」ということの背景を直視していることになる。

言語というメディアを、通貨というメディアの比喩で論じることが、一見したところ、やや安直にも思えるが、社会言語学者のフロリアン・クルマスの議論を参照すると、言語と通貨との間には、単なる比喩以上の内的連関があるようだ¹²²。クルマスは、ラテン語に代わって民衆語の正書法の規範化が浸透していったことと、貨幣経済が全面化していくことに、近代社会における相互連

120 前掲、注107文献、102頁。

121 前掲、注113文献、34—35頁。

122 フロリアン・クルマス（諏訪功・菊池雅子・大谷弘道訳）『ことばの経済学』（大修館書店、1993年）。

関を見出している。

その際、まずクルマスは、「富」としての言語たるゆえんを、その「共通語」としての威力に求めている。

ヨーロッパにおけることばと国家の事実上の統一は、19世紀になって初めて、ほぼ実現した。この際、肝心なのはこの二つの歴史上の過程が、偶然に進行したのではなく、相互に規定し合ったことである。ヨーロッパの地方語の標準語化と洗練化はただ単に経済発展によって影響を受けたのではなく、経済発展にも影響を与え返した。そしてこの際、両者とも宗教改革から決定的な刺激を受けたのである。「言語は富である」というのは、したがって、より正確には、「共通語は富である」ということである。その意味は、共通語が個々の地方市場間の散在的な関係をまとめて大きな国内市場を形成する際の支えになり、かくして関係者を初めて相互に結合して一つの市場を形成させたということ、しかもそのさまざまな交易関係が言語の障壁によって阻害されず、今までより円滑に機能しうるような国家的な市場を形成させたということである。またその意味は、今までよりずっと大きな集団の知識が集められ、交換され、広い階層の人々にとって接近しやすくなったということでもあり、これは長期的には労働市場における使用可能な資源の質的向上とその動員の可能性の増大を意味したのである¹²³。

国内市場統一と言語統一との関連性分析は、前述したカウツキーのような古典的マルクス主義者らの分析に類似しているが、クルマスは、むしろウェーバーなどの社会学に影響を受けつつ、ヨーロッパに関して、資本主義そのものよりもむしろ宗教改革に、ラテン語に代わる近代の国語形成と経済発展のポテンシャ

123 同前、21-22頁。

ルを見出している。そしてクルマスは、貨幣の機能については、ジンメルの議論を参照し、さらにはレーニンが言語統一と資本主義との相関関係に触れた部分までも引用し、市場における商品交換者が互いに密接に結合するという近代の「社会的現実」について、次のように端的に説明している。

貨幣によって直接の商品交換から解放され、より大きく、より非個人的に、より抽象的になった市場、そして初めて社会全体を包括する共通語のなかに、この社会的現実の成立が表現されている。両者、すなわち貨幣経済と共通語は、質的な社会発展の一步をあらわす。両者が個人を新たなやり方で相互に関連づけ、経済・社会・文化生活への参加の新しい可能性を開いたからである¹²⁴。

クルマスの社会学的分析は、近代以降の「共通語」の形成および伝播に経済発展の要因のひとつを見出すこともあって、それに伴って生じる言語間の不平等や諸言語の経済的価値の落差、ひいては「ことばの死」に対しては、肯定的というわけではないが、かといって否定的でもない。例えば、クルマスはアイヌ語の例にも言及していて、「今日アイヌ語は日常のコミュニケーションにおいてはもはやまったく用いられず、民俗芸術の装飾という地位に低下してしまっている。それを遺憾に思う人もいるが、今から見れば、日本経済と日本国家へのアイヌ融合の避けられない結果のように見える」としている¹²⁵。これらのことは、クルマスが依拠する分析ツールのひとつであるウェーバーの言う「合理化」の過程と関連するだろう。つまり市場の拡大とともに近代国家において優位になる法治システム、官僚制度、科学技術、工業化において、使用されない、あるいはそうした「合理化」過程に適應できなかった境遇にある言語が衰

124 同前、82頁。

125 同前、229頁。

退の道をたどる。そしてクルマスは、言語間に価値の優劣はないとする相対主義的通念や、消滅の危機に瀕した言語に対する言語学的後悔の念を破って、個々の言語の「経済的価値」の違いを、あえてザッハリヒに論証するのである。

クルマスの場合、「言語権」や「危機に瀕した言語の保護」などを強く主張しない点では、「言語の商品価値をめぐる、言語の証券取引所」という、前述したカルヴェの醒めた認識と類似している。さらにカルヴェとクルマスに共通しているのは、一見したところ「事実」の認識（すなわち実際には諸言語は不平等であり経済的価値も異なってくるという認識）に徹しているようにみえて、実はその中で、ある種の価値判断、「当為」（すなわち必要以上に少数言語の人為的保護をすべきではない）がすべり込んでいることである。かといって、両者は「言語権」を明確に否定しているわけではなく、既存の言語間の権力関係に積極的に同意しているとまでは言えないが、少数言語の権利や保護についての枠組みを積極的に呈示していない以上、それについては、どちらかというと言えらる。

少数言語の権利や保護についてあまり積極的にではないということについて、カルヴェの場合は「言語エコロジー」という既存のバランス維持という観点が影響しているが、クルマスの場合は、『ことばの経済学』という彼自身の著作のネーミングからもわかるように、経済学的なコスト・便益分析が影響している。

一般的に、多言語政策は膨大なコストがかかると言われている。もっとも、マクロ的にみて、そのコストを便益が上回ると判断されれば多言語政策は経済学的見地からも正当化される。クルマスも、カナダの言語法にコスト・便益分析をあてはめた実例などを紹介し、「コストは絶対的な数値では多額だが、得られる結果に比べれば、すなわちカナダ社会でのフランス語とフランス語母語話者の競争力の向上という点については小額だといえる」というような見解を引用している¹²⁶（そういう意味で、クルマスは多言語主義一般に反対してい

126 同前、179頁。

るわけではない)。ただし、クルマスはコスト・便益分析に全幅の信頼を置いているわけではない。

言語がからむ措置による利益は、コストより算出するのが難しいが、KN分析（*コスト・便益分析のこと）は政治、行政、経済における言語問題の解決には有効な補助手段である。ただ忘れてはならないのは、言語の使用、獲得、育成についての決定はKN分析で望ましいとは分かっても、かならずしも財政的に実行可能とは限らないし、政治的に望ましく、実現可能であるとも限らない。これは言語が経済的側面のほかに政治、文化、社会心理学的側面を持ち、これらは計測可能ではないからである。またそれ故、言語に関連する決定がどんな影響を及ぼすか予測することもきわめて難しい。KN分析は経済上の数値で処理できるようなファクターしか考慮することができない。だから、KN分析に期待できるのは、言語問題でなんらかの意思決定をおこなう際に、付加的な情報を得ることであり、それ以上でも以下でもない¹²⁷。

「言語権」の蹟きの石のひとつは、このコスト・便益問題にあるのかもしれない。むろん、コスト・便益の比較衡量は、政策担当の場面では重要だが、「言語権」あるいは「多言語主義」という枠組みを、コスト・便益分析にもっぱら従属させることはできない（もしコストを最小限に抑えるのであればブリュッセルのEU機関は複数公用語通訳制度を放棄して英語に統一しなければならない）。あるいは、「言語権」は、クルマスのいうところの言語のもつ「経済的側面のほかに政治、文化、社会心理学的側面」にも影響されやすい。例えば、一定の諸国における多言語主義的政策や「言語権」の認知が、狭い意味でのコス

127 同前、194-195頁。

ト・便益の計算のみならず、民族対立を抑止してその国の政治統合をスムーズにするとみなされることもある。反対に、極端な場合、「言語権」の主張は「分離主義」、「反国家的行為」と判断されることさえある（トルコにおけるクルド語の権利主張が、トルコ政府によって、そのようにみなされたように）。そこまで極端でなくても、「言語権」は、ネーション・ピープルの「単一不可分性」と緊張関係にあるとみなされたり、「言語権」が民族の「集団的権利」の承認に道を開き、ネーションの「単一不可分性」にとって脅威であると危惧されたりすることもある（フランスのように）。これらは、コスト・便益分析以前に、きわめて政治的な側面から判断されている事柄であり、文化や社会心理に影響を及ぼす。クルマスも、コスト・便益分析を、あくまでも「付加的な情報」としている。

諸言語の「経済的価値」あるいは「商品価値」という問題設定は、現に存在する言語間の格差や不平等を直視する意味で、有益であると同時に、次で論じるように、そうした論点は必ずしも諸言語の「弱肉強食」、「自然淘汰」の正当化を意味しない。「言語権」との関連で、言語の「市場的価値」や、言語と「通貨」との関連についても、批判的に読み替えていく必要がある。

10. 小括——「市場」・「公共財」・「言語権」——

桂木隆夫は『自由社会の法哲学』において、自由社会における〈ゲームのルール〉というものが、ルール形成とその発展の自発性・自然発生性を重視するという見地から、〈ゲームのルール〉の観念はルールの変化・修正のための人為的関与をどの程度、またどのようなものとして認容するのかという問いを立てている。そしてルール形成の「自生性」と「人為性」の問題を考えるにあたって、「言語計画」の概念に触れている¹²⁸。

128 桂木隆夫『新版・自由社会の法哲学』（弘文堂、1998年）、149-150、155-161頁。

その中で、桂木は、先述したクルマスの議論に依拠しつつ、まず「言語の自生性」については、市場の自生性に関連し、言語も適応と淘汰の過程を経てきたという。それに対して「言語計画」は「言語の人為性」に関連するが、それは言語を人工的に制定してそれを上から制定するという意味ではなく、「言語の自主性を前提としてそこに人為的な方向付けを与えるという程度の意味」だという。「言語計画」は、「実体計画」（語彙・文法・正書法の標準語化）と「席次計画」（社会における言語の地位の変更）からなり、特に「席次計画」については、社会の実情が複雑で多義的であるため、計画実施には多くの困難と紆余曲折や修正が伴うという。また計画を社会の実情に合わせて実施するには、「差別しない」（いわゆる非差別原則）non-discriminationという要素が重要であり、国家が言語計画によって特定の公用語を優先的に扱う場合には、同時に他の言語を「差別しない」ことが示される必要があり、なおかつそれは、不利益を受ける人々の状況や共通の国語の実現可能性などの諸要因をバランスのとれた仕方で考慮しなければならないという。

こうした桂木の見地には、ある種の「言語権」の発想が内在しているともいえる。しかし、桂木の強調点は、おそらく国家による一定の人為的関与による言語計画を認めつつも、介入にもっぱら頼るということではなくて、むしろ桂木のいう「矛盾の解決は結局社会の自発的問題解決能力に委ねられる他はない」¹（「ルール変更のための国家の権威的提言は）社会の実情を慎重に考慮し長期的な視野に立ったものでなければならない」ということであろう。そのことは、桂木の『自由社会の法哲学』全体を貫くモチーフである多元主義、論争や試行錯誤による漸進主義、自生的秩序、市場倫理からしてもそうである。

「自生的秩序」はハイエク的な含意があるが、「市場」に関して、桂木は、「共生の作法」、「模索する市場経済」といった立場から次のように言う。

これまで、市場は弱肉強食的な私的利益の追求の場であると考えられ、市

場が共生のためのルールを模索する場であるという考え方は一部では見られたにせよ、例外であった。そしてそこから、市場のルールは政治によって決定され、そのルールの下で市場において自由な経済活動を行うという観念が導かれる。だがこれは、中世以来の市場の平和論（権力によって市場を保護しコントロールすべし）に基づく誤った考え方である。これに対して、模索する市場経済は、市場が生み出す争いや不安を是正するために共生の作法を立法化し市場を制限するのは例外であり、それは混乱した市場を健全な形に戻す一時的な処置であると考ええる。（原文改行）この考え方によれば、市場こそがコンセンサスを多様に生み出す仕組みである。しかもそれは、人々の様々な交流と実践によって自生的に成立してきた。ここでいう実践とは、異なる人々の間での欲求や主張のおつけ合い、相手に対する好奇心と寛容、それに基づく競争と相互協力、などをさす。そして市場は、数多くの人々のこうした実践の試行錯誤的積み重ねによって漸進的に成立するのである¹²⁹。

桂木は経済学上の分析概念としての「市場」概念（合理的経済人の利潤追求ゲーム、効率が絶対的価値基準）と、社会哲学上の倫理概念としての「市場」（効率とならんで多様な生き方の共存という価値が常に意識される）を分け¹³⁰、後者の「市場の倫理」によって多様性を擁護しようとする。言語の多様性についても、一定の「言語計画」の歴史的経験をふまえて、「市場の倫理」というファクターが桂木においては重要な意味をもってくる。

なお、前述したように「グローバル化」の拡大とあいまって、「自由市場」を批判する代表的な論者は、スクトナブ＝カンガスであり、そこでは「市場」の論理や均質な文化の効率性と、民主主義的な多様性とが対立させられている。したがって、桂木のいう「市場」とスクトナブ＝カンガスのいう「市場」は、

129 同前、108頁。

130 同前、163頁。

かなり異なってくる。

まず、スクトナブ＝カンガスにおいては、どちらかというとならで進行する「市場」の現実が念頭に置かれており、さらに開発や優勝劣敗、多国籍企業の展開、IMFやWTOの活動を正当化する諸々の新自由主義的な「市場」イデオロギーおよびその効果が批判されている。確かに「グローバル化」は、より通用度の低い言語にとっては、ある意味で脅威になるのかもしれない。国連の環境計画（UNEP）によると、世界中の言語の数を五千から七千とみた場合、現在、「グローバル化」によって二千五百以上の言語が「絶滅」の危機にさらされているという¹³¹。実際に「絶滅」の危機にさらされているとみなされている言語が、いかなる地域において、いかなる作用によって「絶滅」の瀬戸際に追い込まれたり、あるいは言語シフトが起こったりして母語話者が減るのか、もしくは、そのテンポが、近年、顕著のことなのか、なお検討する必要もあるが¹³²、先住民の言語などを含め、言語の多様性の維持に何らかの価値を見言い出す側からすると、「グローバル化」の下での「自由市場」の現実とは、ともすると「脅威」と映るのである。

しかし、桂木の言う「市場」擁護の力点は、国家の人為的介入を批判し、社会の諸主体が試行錯誤しつつ共存のルールを模索していくという倫理性にある。この倫理を徹底させた場合、例えば国家が規模の大きい少数者と規模の小さい脆弱な少数者を区別して前者の言語のみを公認して保護したり、国家が歴史的な少数者と移民を区別したりするといった発想も、国家の恣意として批判し得る。桂木自身は国家による「言語計画」や介入による保護を全く否定しているわけではないが、必要以上の国家の関与は、逆にエスニシティの序列化をもたらしてしまったり、対立を悪化させたり、対立そのものを新たに作り出してし

131 「朝日新聞」2001年2月12日の報道

132 「言語死」の実情や過程そのものを主題にしたものとして、David Crystal, *Language Death*, (Cambridge, 2000).

まったりするのではないかという懷疑が根底にあると言えるだろう（これはソヴィエト連邦が陥った問題でもあった）。

「矛盾の解決は結局、社会の自発的問題解決能力に委ねられる他はない」という視点は、国家は全能でも善意でもないゆえに、国家による少数者の選択的保護主義やパターンリズムに依存するよりも、市民社会における少数者のアイデンティティの生成、変容や自治などを重視する点で、有益である。「社会の自発的問題解決能力」の陶冶の場である「倫理」としての「市場」においては、個人の欲望追及というよりも、むしろ社会連帯（アソシエーションイズム）といった価値が重要性をもってくるのではないか。

言語と市場との関係を論じたフランソワ・グランは、労働市場における言語資格の需要と供給などを材料に用いつつ、次のようにまとめている。

- ・ 市場の力は、より広範なコミュニケーションの言語の拡大に一定の寄与をする。その場合、最も明白に、グローバルに利益を受けているのは、疑いなく英語である。ただし、地域レベルでは他の言語も、それよりもローカルな言語に損失を与えつつ、拡大することができる。
- ・ しかし、ある言語がしだいに広範なコミュニケーションの言語の地位を獲得していく際のプロセスに主な弾みを与えるのは、通常、非市場的な力である。言語の拡大には、いかなる「自然」な力もない。
- ・ 市場のダイナミクスにはチェック・アンド・バランスのビルトインシステムが含まれるため、長い目でみた場合でさえも、市場の力は、必ずしも他のすべての言語の消滅に帰結しない。
- ・ 規制を受けない市場の力が、より通用度の低い言語にみられるような言語死の要因となる場合、このことは、それらの言語が「市場」の価値をもたないことを反映している。しかし、経済的価値は、市場交換の領域の外部で生み出される非市場的価値を含む。

- ・ 市場の価値がないことは、それらの言語がいかなる「経済的」価値をも有さないということを意味しない。
- ・ 言語の多様性と、きれいな空気や荒らされていない景観のような環境の利点との間の共通性を用いるとすると、市場の文脈を修正して多様性を維持する作用を導入する政策手段に頼ることを経済的見地から正当化することも可能である。
- ・ そのような干渉は、市場の力と対決する苦しい闘いを意味すると言う必要はなく、市場の鎧兜の隙間を利用して、市場の力を言語的多様性の維持のための闘いに利するように振向けることができる¹³³。

この分析において示されている「市場」と言語の関係分析は、クルマスの分析と類似している側面もある。しかし、グランの議論の特徴は、「市場」の作用が必ずしも不利な言語にとって脅威にならず、それを多様性維持のために仕向けるべき、というある種の倫理的視点が介在していることである。つまり、グランにおいては、前述した桂木の語法を使うと、＜経済学上の分析概念としての「市場」＞に＜倫理概念としての「市場」＞をビルトインしようとしたものとみることもできる。

もっとも、その際、言語の拡大の主な要因が「非市場的」な力であるというグランの留保も考慮に入れる必要がある。従来の歴史をみても、有力な言語あるいはグローバルな言語は、もっぱら純粋に市場の論理によって拡大してきたというよりも、国家権力や軍事力によってきたところが大きい。植民地支配などはその典型である（インドにおける英語の地位やアフリカ諸国におけるフランス語の地位など）。ただし、例えば「帝国主義」は、同時に市場の拡大を伴っ

133 François Grin, Market Forces, Language Spread and Linguistic Diversity, Supra, Note 103 (*Language: A Right and Resource*), pp.182-183.

ていたため、特定の支配的言語の拡大に関して、どこまでが「非市場的」な力で、どこからが「市場」の力によるものなのか、一義的に確定するのは難しい。強いて言うならば、「純粋な市場」というものはモデルとしては可能でも、現実には存在しないので、「市場」の拡大には常に国家権力や軍事力が背景にあったといわざるを得ない¹³⁴。グランの分析では、「市場」の力が即、言語的多様性にとって脅威になるというよりも、市場交換が行われる際の不平等な権力関係というものが問題であるらしい。

そのことをふまえつつ、「市場」の価値と「経済的」価値を区別する方法、そして「市場の文脈を修正して多様性を維持する作用を導入する」とはどういうことであろうか。

きれいな空気や遮られない景観は、それ自体としては、いかなる市場の価値もなく、車やワイン、労働時間のように売買されるのではない。にもかかわらず、それらは経済的価値がある。なぜなら、きれいな空気や遮られない景観を享受することは、効用を生み出すからである。しかし、そのような財産にいかなる市場的価値がないとすると、規制を受けない市場の力は、それらの財産の破壊に帰着する行為を招来させかねない。この問題は、(経済学の) 文献では「市場の失敗」として知られている(あるいは不適切な供給もまた、分析的には同様である)。言語的環境は、自然環境ときわめて似通っているようにみえる¹³⁵。

言語ごとに「市場的」価値が異なることは、クルマスの議論によって様々な

134 グランは、「言語的不平等が、(純粋な市場交換から分離した) 軍事的、政治的あるいは文化的帝国主義のような作用だとしても、だからといって、いくらかの平等を回復するための努力が、狭い意味での自由放任市場の枠にしばられるべきと言うのは困難である。」と言っている。Ibid, note 44, at p.183.

135 Ibid., p.180.

角度から経験的に明らかにされ、گرانによっても認識されているが、上記の議論をふまえた場合、ある言語の「市場的」価値が低くても、その言語は一種の「公共財」public goods, common goodsとしての経済的価値を帯びてくるとみなすことできる（もっとも、言語は多種多様でメンバーシップと深く結びついているので、個々の言語は「公共財」というよりも、その一変種である「クラブ財」ということになるのであろうか¹³⁶、もしくはگرانの説明では「言語的多様性」という価値そのものがグローバルな「公共財」とみなされている）。

گرانが論じているように、言語それ自体が、車やワインのように市場で売買されたという話は、いまだかつて一度も聞いたことはない。となると、言語は強いという車やワインのような私的財よりも諸々の「環境」のような「公共財」に似ている（ただし、言語は、生態系や自然と異なっていてきわめて人為的産物である）。それゆえ市場の歪みを是正しつつ、諸言語の適切な「供給」を果たしていくということも、確かに「公共的」問題である。

市場メカニズムをうまく用いて言語復興を実行した例として、گرانはアイルランドにおける市民社会領域でのアイルランド語復興を例に出しているが、規制された市場メカニズムの下で「公共財」としての言語を供給し、なおかつそこで市場の力をうまく利用して言語の地位を高めた象徴的な例としては、まさにカナダのケベック州やスペインのカタルーニャ州などがあるのではないか。いずれも、かつて一方は英語市場、他方はスペイン語（カスティーリャ語）市

136 「純粋公共財」は非競合性と非排他性という特徴をもつ。そのうちの一方を満たすような財は「不純公共財」とも言われるが、「便益の享受は非競合的であるが、同時に排除可能なもの」は「クラブ財」と呼ばれ、「非排他的でかつ便益の教授において競合的なもの」は「共通プール資源」と呼ばれる（インゲ・カール、イザベル・グルンベルグ、マーク・A・スターン編、FASID国際開発研究センター訳『地球公共財』、日本経済新聞社、1999年、32頁）。これらの分類に依拠すれば、言語は「クラブ財」に近い。

場に席卷されて押され気味であったが、公権力の言語立法政策の下でフランス語市場、カタルーニャ語市場を創出した。

ただし、これらの例は、結局、自治単位などの公権力がいかなる言語を「公共財」として選定し、ある程度の規模の言語市場の創出に寄与し得るかという政策決定過程にかかっている。グランも自覚しているように、さらなる少数者の言語や移民の言語になると、そうはいかない。それは、キムリッカが「社会構成的文化」の維持・存続の是非をメルクマールにしたことと類似している。グランが言うところの、市場の力をうまく利用して言語に「経済的」価値をもたせることは、いわば政治やメディア、ビジネス、教育、文化などの領域にわたる「社会構成的文化」を維持・存続させることと結びついていると言える。それをうまく維持・存続できない場合、当該言語は劣勢・衰退を余儀なくされる。

その場合、言語権のアクティヴィズムは、より小さな言語の側に立つこともあるが、キムリッカのような論者は、より小さな言語の維持の権利を否定しないにせよ、領土や歴史に根ざした一定の規模を有する少数派の言語権を重視する。

先述した桂木の倫理概念としての「市場」の力点は、グランのように自由放任の「市場」の規制にあるというよりも、むしろ、社会の「自生」的秩序、「自発的問題解決能力」にあるわけだが、そのことは「言語権」における「市民社会」の役割という視点をむしろクローズアップさせる。これは「言語計画」というものの役割主体が、必ずしも国家、公権力だけに限定されないということでもある¹³⁷。近年では、非政府組織などによる下からの「言語計画」もしくはその支援といった領域の比重が高まっており、それはより規模の小さい少数言語にとっては重要なことである。むしろ今までの歴史をみても、「言語権」

137 桂木隆夫「言語政策または言語計画の概念について」成蹊大学アジア太平洋研究センター・ディスカッション・ペーパー、SJ-11、1999年。

の要求は、個別の地域における様々な下からの言語復興運動によってなされてきたわけであるが、それらはどちらかというと国・地域ごとに分断されていた。しかし、特に1990年代に入って、少数言語復興運動に携わる活動の量的拡大とその相互の結びつきは、グローバルな情報ネットワークの発達とあいまってめざましく、国や地域ごとに分断されていた「言語権」を国際社会の「普遍的」課題に（あるいは「普遍的な人権」の問題に）するという質的変化をもたらしたのである。

その際、市民社会における様々な少数言語復興運動は新たなジレンマを抱えることになる。例えばアイデンティティというものは歴史的なものであり、絶えず変容し、組み替えられていくことは、多くの多文化主義者や多言語主義者によって共有されている認識でもあるが、「アイデンティティ・ポリティクス」が直面した問題の一つは、「差異」の細分化の問題である。これは言語に関しというと、外部の者から単数系で呼ばれる特定の少数言語も、往々にしてその方言の違いが多様であり、統一的な文章語化や規範化が難しく、生成途上にある場合もあり、すでに文章語を有する少数言語であっても複数の文章表記のヴァリエーションをもつという現実である。「差異」の細分化によって統一的な文章表記ができない状況は、場合によって「言語権」を認めたがらないような国家権力側にとっては都合よく働くこともあり、場合によって少数者内部の分断にもなる。

しばしば「言語権」の発想を突き詰めていくと、良かれ悪しかれそのような無限の「差異」の細分化の隘路に陥ると言われることもあるが、「言語権」が現実に機能するためには、少数言語内部の地域的差異や口語の差異をまとめあげる力も必要なのである（例えばスイスのロマンス語がスイス連邦の第4の「公用語」の地位を獲得していくにあたって、諸方言のまとめあげによる統一的規範化が要求されたように）。「言語権」は、「差異」を細分化していくことを意味するものではないが、外部の者が「差異」を大雑把に否定してしまうと、

今度は、「言語権」が否定されることにもなる。この問題は、社会学的問題であると同時にきわめて政治的問題でもあるので、そのことについて国家や法律が一方的に決めることはできず、市民社会における少数者当事者を含めた様々なアクターの「自発的解決能力」が、ある程度必要である。

通貨との関連性で言えば、特定の国家による保護下にならないような少数言語は、「基軸通貨」や各国の通貨と違って、「地域通貨」のようなものであろうか¹³⁸。「地域通貨」といっても色々あるが（地域経済の興隆目的で発行されるものや、福祉など「非市場的」とみなされるサービスの互酬性を発展させる目的で発行されるもの等々）、クルマスが論じているようにもし言語と通貨との関係が単なる比喩以上のものだとする、実は少数言語の維持や復興と、「地域通貨」との関係についても、そうなのであろうか。

「地域通貨」はドルや円、フランなどの通貨と異なって、市民社会の行為主体による社会連帯によって自発的に発行されるものであり、国家の承認を必要としない。とりわけ規模の小さな言語の維持や復興については、国家がそれを「支援」したり「保障」したりすることはあるが、その言語の維持や復興は、基本的に市民社会における行為主体（少数者に属する諸個人、非政府組織、運動家、学者など）の自発的動きにかかっている。

その際、先の引用でグランが「経済的価値は、市場交換の領域の外部で生み出される非市場的価値を含む」、「市場のよろいカブトの隙間を利用して、市場の力を言語的多様性の維持のための闘いに利するよう振り向けることができる」と述べていることが手がかりになる。「地域通貨」が、ちょうどそうした「非市場的価値」や「隙間」に目をつけるように、規模や通用力の面で不利な少数言語を媒体とする小規模な経済圏（サービス、相互扶助等を含む）の設定

138 言語と地域通貨との関係に着目したものとして、社会言語学者の木村護郎「言語論と通貨論の新たな接点—地域通貨論の視点から」（『社会言語学』、社会言語学刊行会、第一号、2002年）。

ということも不可能ではないかもしれない。こうした発想も、一種の「共同体主義」(コミュニタリアニズム)なのかもしれないが、従来、道德哲学の文脈で議論されてきた「共同体主義」においては、自生的な経済的アソシエーションのあり方についての議論が手薄であった。「共同体主義」は、既存の「共同体」の擁護にまわって保守化するのみならず、新たな「共同体」の創出に寄与しなければならないはずだ。

言語が「社会的基本財」、「文化資本」、「公共財」(もしくは「クラブ財」というのは、それぞれ一定の見地を反映したものであり、どの視点を強調すべきなのかは、当該言語とそれを用いるメンバーとの関係による。仮に、ある言語が「市場的価値」すなわち、「文化資本」としての価値を持たなくても、依然として、その言語は「社会的基本財」や「公共財」であり得る。

「言語権」と人権との関係については、結局のところ、憲法学者の奥平康弘が述べているような人権観、すなわち「実定法の世界の外あるいはそれを越えたところで活発に生きており、まさにそうであることに格別の意義をもっている」、「『人権』というものは野性味ゆたかで生きのいいじゃじゃ馬みたいなもの」ということを想起せざるを得ない。

(人権という)観念は、実定法がいまだに承認せず、あるいは不十分にしか承認しておらないある種の価値を、現実の生活世界においてなんらかの形で——いちばん望ましく実定法化するという形であるが——実現すべきことを主張するために(あるいはこうした主張を正当化するために)用いられる傾向が強い。誤解をおそれずに言えば、「権利」でないことがら(あるいは不十分にしか「権利」とされていないことがら)を目掛けて、その「権利化」(あるいは十分なる「権利化」)を要求する脈絡で、「基本的人権」が語られてきた場合が多い。この点から言えば、「人権」論は、超実定法的あるいは実定法挑戦的な性格の強い、その意味で政治要求的、イデオロギー的

風味をともなう観念である¹³⁹。

そうした意味では、本稿で論じたスクトナブ＝カンガスらの「言語的人権」論は、「超実定法的あるいは実定法挑戦的」な人権論である。「人権」が「飼いや馴らされる」ことによって「憲法が保障する権利」になるというのが、奥平の見地であるが、確かに「言語的人権論」論と一定の国家によって保障されている「言語権」との間には、相当な開きがある。国際人権法学者のフェルナン・ド・ヴァレンヌも、現下の国際法では無条件の少数言語使用権というものはなく、国際法を構成する一定の諸基準と、道徳的・政治的に望ましいが法律的に要請されていない諸原則との区別を強調する。「道徳的・政治的諸原則は、たとえ時折『人権』として描かれても、必ずしも国際法の一部を構成するわけではない。それらは『良い』ことであるならば政府が『するのが好ましい』が、政府が『しなければならない』ことではない」という¹⁴⁰。

諸々の法規によって国家に一定の少数言語保護責任を課すことはできるが、「保護」されていない言語も多い。歴史的に蓄積されてきた言語間の格差や不平等を事実上均等にすることなど、そもそも無理な相談であるが、すでに論じたように、国家による一定の言語に対する保護主義も、諸言語・諸民族の序列関係を強化し、新たな問題を作り出してしまうことがある。いずれにせよ、「言語権」がある仕方で保障されていようが、「言語権」が十分に認知されてなかろうが、現状に対する異議申し立てとして、集団的生存をも視野に入れた「超実定法的あるいは実定法挑戦的」な人権論がもちだされ続けていくことは必定である。

139 奥平康弘『憲法Ⅲ：憲法が保障する権利』（有斐閣、1993年）、20頁。

140 Fernand de Varennes, *The Existing Rights of Minorities in International Law*, Supra, note 103 (*Language: A Right and Resource*), p.117.

（追記）本稿は、文部省科学研究費補助金（課題番号15402015）の研究
成果の一部である。

（追記2）各地域の専門家や少数言語の専門家の共同作業による翻訳資料集
『欧州諸国の言語法』（渋谷編）を、近々、三元社から刊行の予定である。言語
法制に関する具体的な法規の仕組みを知りたい方は、同書を参照していただ
くと幸いである。